

3. 被災者支援関連システムの導入状況

- ・ 被災予測等・復旧復興関連システム 導入済み
- ・ 避難行動要支援者関連システム 台帳・GISとも導入済み
- ・ 避難行動要支援者管理システム 導入済み

4. 被災者支援システムについての職員研修

- ・ 操作研修 未実施
- ・ 防災研修 不定期に実施（地域防災計画の確認と被災者支援システムについて）

5-1. 被災者支援システムの本格運用のための整備状況

システム的には整備済みですが、現実に使えるシステムにするためには以下の事が必要と考えます。

- ①全ての職員が「発災時の自分の職務」をイメージできること（災害対策本部の職員としての職務）
- ②全ての職員が①において「被災者支援システムが有用である」ことを知っていること
- ③全てのデータを「平時から用意しておく」こと
- ④職員が自ら被災者支援システムの保守管理を行うこと

5-2. 被災者支援システムの職員への周知方法

やはり職員研修が必須と考えますが、大切なことは「職員が被災者支援システムを使う」ということではなく、イザというときに「一人でも多くの職員が人間にしかできない被災者支援に集中する」ことであると思います。

また発災時には職員自らが家族を失った被災者であるにも関わらず、ほぼ 24 時間の勤務が求められることは容易に想像できます。災害時のみ必要となる各種の不慣れな事務作業を軽減することができれば、窓口でお待ちいただく住民の方のストレスとともに、窓口で対応する職員のストレスも同時に軽減できるのではないかと考えます。

誤解を恐れずに申し上げれば、被災者支援システムは災害時職員支援システムであると思います。

この点を職員に伝えることができれば、庁舎内の意識は大きく変わってくると思います。

6. 最後に

東日本大震災以降、全国で被災者支援システムへの関心が高まり導入自治体数は飛躍的に増えましたが、「何のために導入するのか」を明確にせずに導入したため導入すること自体が目的となってしまう、導入しただけで放置されている自治体が散見されます。

「発災時に何をしなければならないのか」、「そのために何が必要なのか」

の2点を平常時から考え準備していたとしても、激甚災害が起これば、住民の皆様はもとより我々自治体職員も想定を遥かに超える悲惨な状況の下に置かれます。本当の災害について全くの無知である我々の準備は、何の役にも立たないかも知れません。

しかし被災者支援システムは、過去の数々の災害現場で多くの自治体職員と吉田センター長が作り上げてきた実務システムであり、このシステムには災害時の被災者支援事務の全てが詰まっています。

インターネット上にデモサイトも公開されていますので、是非お試し頂ければと思います。

本町の業務継続と 被災者支援システム

総合政策課 情報政策係

2011.9.2 職員研修

自治体の特殊性

- 民間企業の場合
業務の継続・早期復旧が最も重要
→ 「業務継続計画」を策定
 - 自治体の場合
住民の人命救助・安全確保が最も重要
→ 「地域防災計画」を策定
- ※ 自治体の業務継続が前提となっている

2011.9.2 職員研修

被災者支援システム

阪神淡路大震災（平成7年1月17日）

- 西宮市職員が必要に応じて緊急開発
- 稼働前
り災証明書を求める住民の長蛇の列
→職員はクレーム対応に追われて仕事にならず
- 稼働後
住民の待ち時間の短縮により、業務が正常化

2011.9.2 職員研修

被災者支援システム

- 被災者台帳の作成（総務財政課）
 - 被災家屋台帳の作成（監理課・経済建設課）
 - 義援金の管理（総務財政課・会計課）
 - 避難所の管理（福祉課・住民生活課）
 - 仮設住宅の管理（監理課・経済建設課）
 - 支援物資の管理（経済建設課）
 - 災害時要援護者の確認（福祉課・健康保険課）
 - り災証明書の発行（税務課）
- 他

2011.9.2 職員研修

平群町の対応

- ・平成21年1月に総務省が全自治体にCD配布
- ・平成21年11月に整備完了

→ 毎日21時に住記データを連係

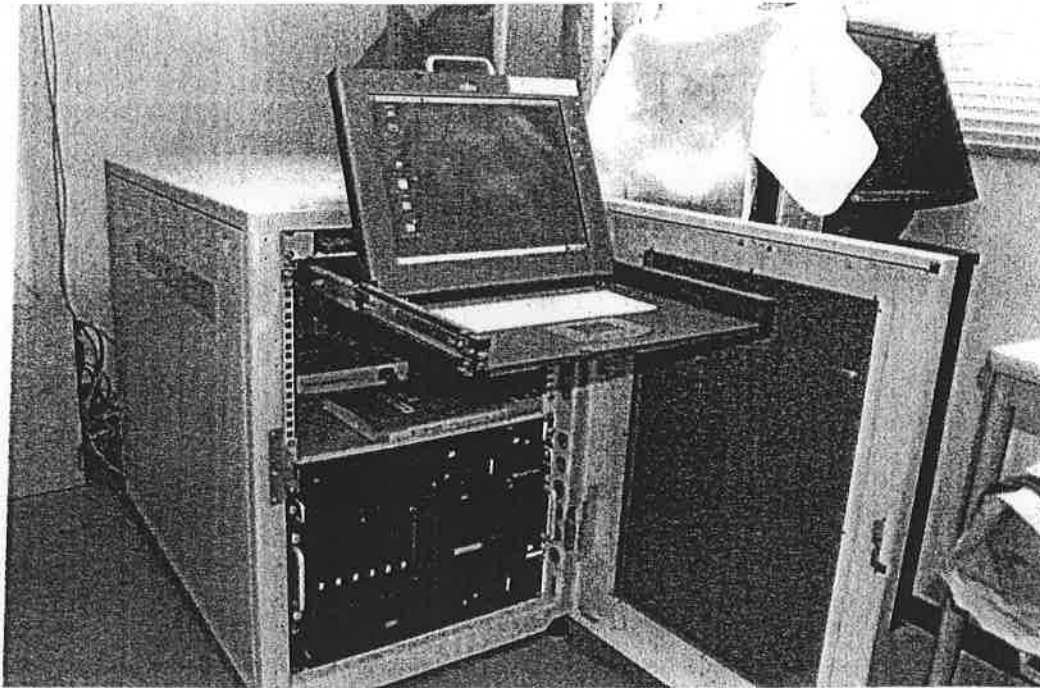
- ・災害時要援護者名簿
- ・避難所データ

※いつでも稼働可能な状態で常時スタンバイ

2011.9.2 職員研修



2011.9.2 職員研修



2014.9.2 職員研修

*
 フォーム 5分もかからず
 文字数20位以内

マイナー Ver 6.0 対応

被災者支援システム Ver.4.00

総合メニュー

被災者支援システム	被災者台帳 検索・照会	実行
	被災者台帳 更新	実行
	被災者台帳 新規登録	実行
緊急物資管理システム	災害弱者 検索	実行
仮設住宅管理システム	被災家屋台帳 検索・照会	実行
	被災家屋台帳 更新	実行
	被災家屋台帳 新規登録	実行
	被災家屋証明 発行履歴	実行
創健家屋管理システム	帳票発行メニュー	実行
システム管理	管理情報メニュー	実行
復旧・復興関連システム(被災分析等 GIS連携)		実行

閉じる

2011.9.2 職員研修

担当者：管理者ユーザ 2009/04/02 PM 01:52:09

被災者支援システム 被災者台帳一覧

検索 クリア 戻る 検索キーワードを入力して「検索」をクリックしてください

世帯番号		個人番号		年齢データ	<input type="checkbox"/> 読み飛ばす
氏名	(カナ・かな・漢字可)	生年月日			
被災時住所(町)		死亡日			
被災時住所(番地)	(例: 1-1 1-2-101)				
住家被害	選択してください	住居区分	選択してください		
人的被害	選択してください	支援制度	選択してください		

該当する氏名をクリックしてください。

カナ氏名	外字	世帯番号/個人NO 生年月日/死亡日	年齢 性別	区分	被災時住所	住宅被害 人的被害
------	----	-----------------------	----------	----	-------	--------------

2011.9.2 職員研修

担当者：管理者ユーザ 2009/04/03 PM 08:11:43

被災者支援システム 被災者台帳

戻る 個人情報 証明書発行 仮設入居 義援金 支援制度 保存資料

世帯情報 詳細

世帯番号	0000019	代表者	西宮 太郎(見本) (世帯主)	世帯人数	1人
被災時住所	〒663-8152 西宮市甲子園町1-2				
現在の居所					
(現居所情報)					
電話番号1		電話番号2		前年の総所得額	0円
家屋被害状況情報					
支援認定情報					

個人情報

異動理由	氏名	個人番号 姓	生年月日 年齢/性別	避難住所 施設等入院・入所	人的被害
	ニバヤタロウ 西宮 太郎(見本)	00000019 世帯主	825.01.01 59歳/男	阪神甲子園球場	重症

2011.9.2 職員研修

担当者：管理ユーザー 2010/04/09 AM 11:14:05

被災者支援システム 被災者台帳(個人)詳細

世帯番号	9000003	代表者	西宮 太郎(世帯主)	世帯人数	12人
被災時住所	〒663-8141 西宮市高須町10001-1011-1011 西宮マンション1号				
現在の住所 (現通所情報)	〒663-8143 西宮市北川町2-20-17 (平成18年4月19日時点)				
電話番号1	0123-45-6789	電話番号2	0124-36-7890	前年の総所得額	4,531,234円
家族被害調査情報					
支援認定情報					

個人基本情報

個人番号	90000004	氏名(カタ) *	ニ/ミヤ タロウ
氏名(漢字) *	西宮 太郎	外字あり	<input type="checkbox"/> 性別 *
生年月日 *	(西暦) 1976 年 10 月 11 日	死亡日	(西暦) 年 月 日
年齢	(和暦) 昭和51年10月11日 33 歳	死亡時満年齢	(和暦) 年 月 日 歳
住記/外縁区分 *	<input type="checkbox"/> 住記 <input type="checkbox"/> 外縁 <input type="checkbox"/> 住記登録外 <input type="checkbox"/> 外縁登録外		
性別 *	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 01 00 00 世帯主		
人的被害	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 軽症		
災害障害発生	選択		
就学	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 高校		
学校名	学年	福祉種別	選択
入院/施設	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 障害施設 <input type="checkbox"/> 介護施設	施設名	
前年総所得	0	滞院	<input type="checkbox"/>
異動理由	選択	異動年月日	(西暦) 年 月 日

2011.9.2 職員研修

担当者：管理ユーザー 2009/04/03 PM 09:11:43

被災者支援システム 被災者台帳

戻る 個人情報 証明書発行 仮設入居 義援金 支援制度 保存資料

世帯情報	戻る	詳細			
世帯番号	0000019	代表者	西宮 太郎(見本)(世帯主)	世帯人数	1人
被災時住所	〒663-8152 西宮市甲子園町1-2				
現在の住所 (現通所情報)					
電話番号1		電話番号2		前年の総所得額	0円
家族被害調査情報					
支援認定情報					

個人情報

異動理由	氏名	個人番号 続柄	生年月日 年齢/性別	通所住所 施設等入院/入所	人的被害
	ニ/ミヤ タロウ 西宮 太郎(見本)	0000019 世帯主	825.01.01 59歳/男	阪神甲子園球場	重症

2011.9.2 職員研修

どうやって使うのか

- 平常時は NewLife3 端末から接続可能
 - ブラウザ (Internet Explorer 等) から
<http://192.168.176.25/sinsai/>
と入力するとメニュー画面が表示される

※激甚災害時には臨時のネットワーク構築が必要

2011.9.2 職員研修

稼働までの手順

初期設定

- 総合政策課が防災ラックの所在を確認し、電源を確保して、初期設定(約15分)を行う

ネットワーク構築/端末確保

- 総合政策課が備蓄資材でネットワークを構築し、使用可能なパソコンに外字をインストールして接続する。

→ 災害対策本部に稼働開始を通知

2011.9.2 職員研修

各業務の開始について

ID/パスワードの通知

- ・使用する班ごとに、企画総務班からID/パスワードの通知を受け、配布された端末で所掌の事務を行う。

※個人情報保護の観点から、災害時であっても担当外の情報は閲覧できない。

操作マニュアルの配布

- ・各業務ごとに紙媒体のマニュアルを配布

2011.9.2 職員研修

ご清聴ありがとうございました

総合政策課 情報政策係

2011.9.2 職員研修



高知市議会議員様へ
高知市議会議員様へ





規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

	期間又は 月 日	5月 6日(土)	
	支出先	高知市議会議員 寺内憲資	
活動 内 容 等	目的・内容 ・結果等	2017春「地方政治研究」実践講座受講 1000～1200 立地適正化計画・公共施設管理計画 1300～1400 女性施策・地方議会改革 1400～1700 密集地の大規模火災・公会計・働き方改革・職員定数 1700～1800 質疑・応答 講座修了時刻が、1800時過ぎであったため帰高ができず、翌日の5月7日に空路で帰高しました。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
支 出 金 額 等	調査研究費		
	研 修 費	交通費旅費規程による 82,560 円、 受講料 7,000 円	89,560 円
	要請・陳情 活 動 費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人 件 費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			計	船 賃	航空賃	車 賃		日 当	宿 泊 料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料				定額	実費額		日 数	夜 数		
5	6	高知駅前 (6:15)	池袋 (9:51)	東京23区	29.9	670		670		(特割) 30,290		1,340	1	1	14,800		50,100
	7	池袋 (7:55)	高知駅前 (11:35)		29.9	670		670		(特割) 30,290			1	1			32,460
			()														0
			()														0
			()														0
			()														0
			()														0
支 度 料																	
旅行雑費					59.8	1,340	0	1,340	0	60,580	0	1,340	2	2	14,800	0	82,560
															(支給額) 円		

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。

※ 高知～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。

※ 5/7 午前中帰着のため半日当とする。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

【領収書控】高知市 寺内 憲資 様 平成29年5月6日 0013
金額 ￥ 7000

領収書

高知市議会議員 寺内憲資 様

金額

7000 円

但 「地方政治研究実践講座」受講料として 会場名 東京
上記正に領収いたしました 平成29年5月6日

豊橋市東田町西前山144-14

地方政治クリエイト 伊藤秀明

TEL・FAX0532-53-3483

地方政
治クリエ
イト之印

17春「地方政治研究」実践講座

緑風に乗って、さあ学ぼう！

受講料 7000円 町費 5000円

政策力アップ！議員力アップ！

<p>東京 5月6日(土)</p>	<p>10:00~17:00</p>	<p>東京都豊島区生活産業プラザ 8階 多目的ホール 定員60名 東京都豊島区東池袋1-20-15 03-5992-7011 JR、東京メトロ、西武線、東上線 池袋東口下車徒歩7分</p>
<p>10:00~12:00 地方政治ポイント「立地適正化計画」「公共施設管理計画」 伊藤秀昭 13:00~14:00 「女性施策と地方議会」 梁川妙子女史 14:00~17:00 論点(密集地の大規模火災、公会計、職員定数、働き方改革) 伊藤秀昭</p>		
<p>豊橋 5月13日 (土)</p>	<p>10:00~17:00</p>	<p>豊橋市総合福祉センター(あいたピア)3階研修室 定員40名 豊橋市前畑町115豊橋駅から路面電車で10分「前畑」下車徒歩5分 無料駐車場併設 0532-52-1111 会場は2階の会議室です。</p>
<p>10:00~12:00 福祉講座「障害者福祉と権利擁護」 工藤明人 13:00~15:00 地方政治ポイント「立地適正化計画」「公共施設管理計画」 伊藤秀昭 15:00~17:00 論点(密集地の大規模火災、公会計、職員定数、働き方改革) 伊藤秀昭</p>		
<p>京都 5月20日 (土)</p>	<p>10:00~17:00</p>	<p>長岡京市中央生涯学習センター4階学習室2 定員20名 京都府長岡京市神足2-3-1 JR長岡京駅隣接 駐車場隣接 075-963-5500 会場は今までの会場ですが6階の会議室3です。</p>
<p>10:00~12:00 地方政治ポイント「立地適正化計画」「公共施設管理計画」 伊藤秀昭 13:00~15:00 「変わる介護保険、地域包括ケアシステム」 伊藤秀昭 15:00~17:00 論点(密集地の大規模火災、公会計、職員定数、働き方改革) 伊藤秀昭</p>		

講師

梁川妙子：(ヤナガワタエコ)産後ドゥーラ、専門家支援員、立正大学文学部卒。中野区区議会議員として6期24年、平成27年4月引退。引退後60時間の講座や実技を受け、9月に認定試験合格。産後直後の母子に寄り添って手助けをする産後ドゥーラ専門家支援員の資格取得

工藤明人：(クドウアキヒト)社会福祉士、介護支援専門員、障がい者支援施設(知的障がい者)生活支援員を経て大学の助教として社会福祉士養成教育に携わる。2013年4月よりNPO法人東三河後見センター事務局長、2013年6月より愛知県社会福祉士会理事

伊藤秀昭：(イトウヒデアキ)地方政治クリエイト代表、月刊「地方政治研究」発刊、創価大学経済学部卒。24年間の豊橋市議会議員としての経験から東日新聞記者として「地方議会傍聴記」などを執筆、連載。

新たな地方政治の扉を開くために—地方政治クリエイト

代表 伊藤 秀昭 携帯 090-3834-5411 TEL/FAX 0532-53-3483

‘17春「地方政治研究実践講座」申込用紙

申し込みFAX 0532-53-3483 地方政治クリエイト事務局

申込者 _____ 議会 お名前 _____ 携帯TEL _____

開催日 5 月 _____ 日 (_____ 曜日) 会場名 (東京 ・ 豊橋 ・ 京都)

領収書発行を希望する場合 宛先名 _____

以下の方も一緒に参加します

お名前 _____ 議会名 _____ 携帯TEL _____ 領収書 _____

お名前 _____ 議会名 _____ 携帯TEL _____ 領収書 _____

【お願い】各会場までのアクセス、駐車場などは、各会場のホームページでご確認ください。
京都会場、豊橋会場を申し込まれる方は、早めの申し込みをお願いします。開催の有無を判断しなければなりませんので、よろしくお願いします

2017 Spring

論点

- ① 財政のマネジメント(公会計)
- ② 働き方改革
- ③ 密集市街地の大規模火災
- ④ 立地適正化計画
- ⑤ 企業版ふるさと納税
- ⑥ 子どもの見守り
- ⑦ 女性視点の防災対策

Local Government Create

新たなる地方政治の扉を開くために


地方政治クリエイト

電話: 090-3834-5411

FAX: 0532 (53) 3483

電子メール: hide@itouhideaki.com

<http://www.itouhideaki.com>

17春 地方政治研究実践講座

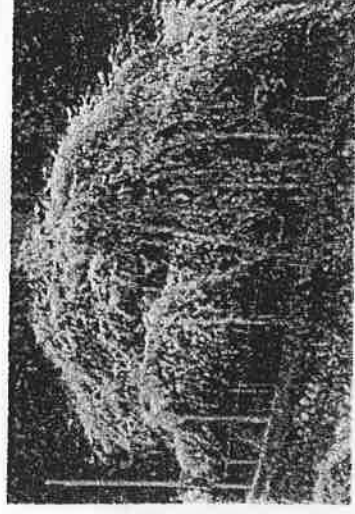
働志方改革

立地適正化計画

公共施設等総合管理計画

2016地方創生戦略改訂版

H27国勢調査結果



働き方改革①

「働き方改革」を掲げる政権の狙い

働く人の立場に立った改革を



安倍晋三首相

社会問題であるだけでなく、経済問題だ

〈方向性〉

- ① 働く人の能力を最大限に生かす(賃金アップ)
- ② 誰もが働きやすい環境づくり

実現会議で話し合う9項目のテーマ

- 非正規雇用の処遇改善(同一労働同一賃金など)
- 転職・再就職支援と人材育成
- 労働生産性の向上
- 長時間労働の是正
- 女性や若者が活躍しやすい環境整備
- テレワーク・副業など柔軟な働き方
- 高齢者の就業促進
- 子育て・介護・病気の治療と仕事の両立
- 外国人材の受け入れ



「働き方改革」



子育て世代や高齢者の就労促進」



労働生産性を向上させ、賃上げにつながる



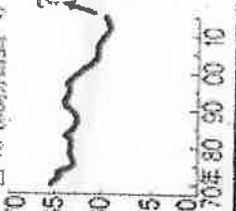
消費は拡大し、GDPは上昇、出生率も上がる



人手不足の緩和

労働力人口比率

就業者と働く意思のある人が15歳以上の人口に占める割合(総務省調べ)



出生率の向上

合計特殊出生率

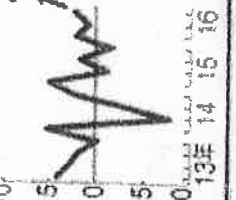
1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数(厚生労働省が算出)



消費を活発に

GDP実質成長率

四半期ごと、前期比の年率換算率(内閣府が算出)

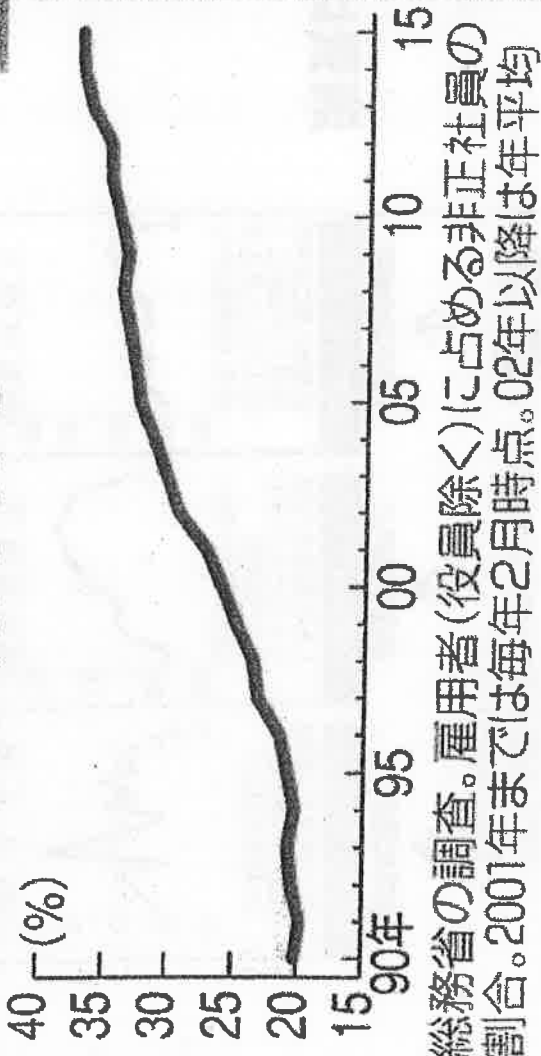


地方政治クリエイト

経済成長へ?

働き方改革②

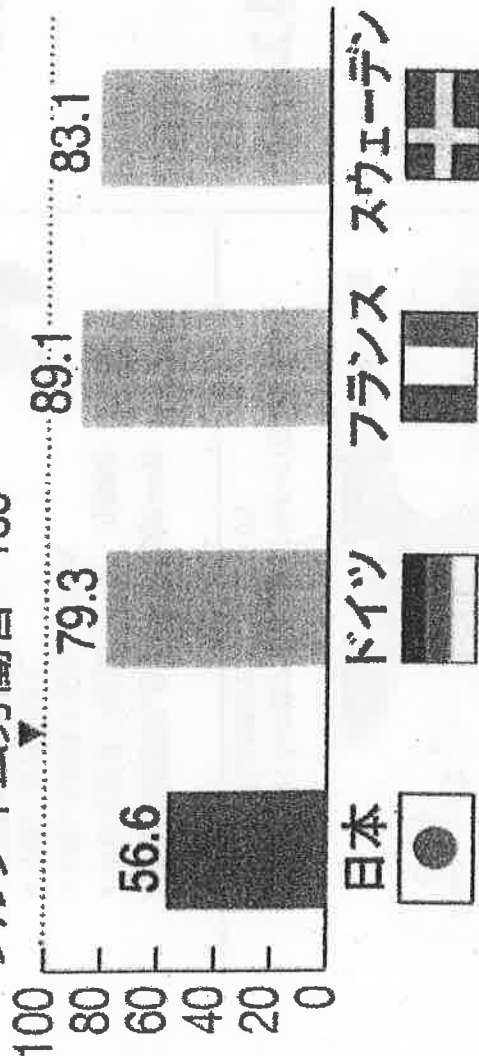
非正社員の割合が高まっている



総務省の調査。雇用者(役員除く)に占める非正社員の割合。2001年までは毎年2月時点。02年以降は年平均

日本のパートタイム労働者の賃金水準は低めだ

フルタイム労働者=100



労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」から。日本は2014年、他国は2010年の水準

「同一労働同一賃金」なぜ今重要に

非正社員の比率は上昇傾向が続き、働き手の4割を占める。パート労働者の賃金水準はフルタイム労働者の6割弱にとどまり、欧州諸国と比べて格差は大きい。「不本意な非正規雇用」が若者中心に増え、稼ぎ頭が非正社員という世帯も珍しくなくなった。非正社員の処遇改善は喫緊の課題。

働き方改革③

日本と欧州で賃金の決め方は違う



日本

正社員は勤続年数や責任の程度を考慮した「職能給」、非正社員は「担う仕事の市場価値」で決めるのが主流

賃金体系



正社員と非正社員の賃金水準を同じ基準で比べるのが難しい

ここ数年、正社員と非正社員の不合理な待遇格差を禁じるなどの法改正が徐々に進む

法制度



裁判例がまだ少なく、どんな賃金格差は許されないかが不明確



欧州連合 (EU) 各国

雇用形態にかかわらず、担う仕事に応じた「職務給」が一般的

同一労働同一賃金の原則がなじみやすい

「同一労働同一賃金」の考え方は第1次世界大戦後に拡大。各国の国内法やEU指令の整備が早くから進展

裁判例が豊富で、賃金に差をつけて良いケース・悪いケースを判断しやすい

賃金格差 欧州より大きいのはなぜ？

「同一労働同一賃金」って？

「同一労働同一賃金」といっても、政府が検討しているのは、合理的な理由なしに正社員と非正社員の待遇に差をつけることを禁じるための規制。

何が変わるのか。仕事内容が同じでも待遇に差をつけていい場合があることを認める一方、仕事内容が違っていても揃えないといけない待遇も出てきそう。

地方政治クリエイト

「同一労働同一賃金」の議論の進め方

政府の方針

年内に

正社員と非正社員の待遇に差をつけてよい例、悪い例などを具体的に示すガイドライン案を作成

主な論点

基本給



経験や資格、キャリアコースが違えば、基本給の額に差をつけるのは合理的ではないか。ただし、差が大きくなりすぎないようバランスが求められるのではないか

ボーナス



非正社員でも、会社への貢献度合いに応じた額を支給するべきではないか

通勤手当



同じ場所に通勤する労働者には、同じように支給するべきではないか

食事手当



同じ仕事を同じ時間している労働者には、同じように支給するべきではないか

昇給



正社員が勤続年数に応じて昇給するのなら、非正社員も同じように昇給させるべきではないか

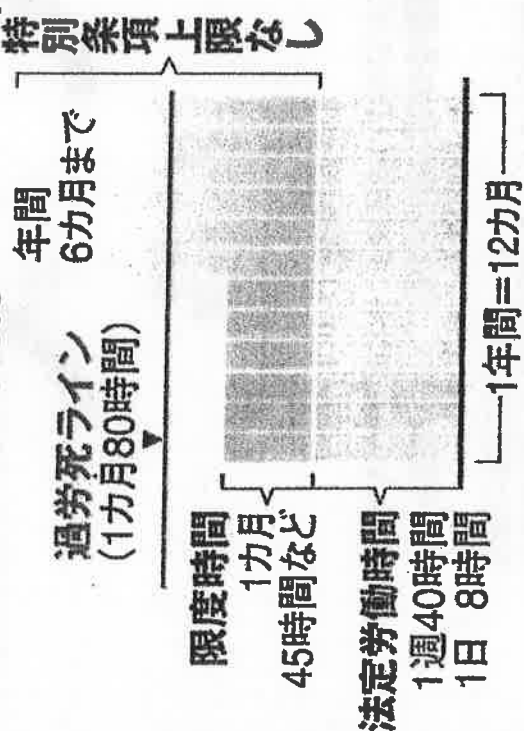
来年以降

非正社員の待遇改善の実効性を高めるため、関連法を改正

働き方改革④

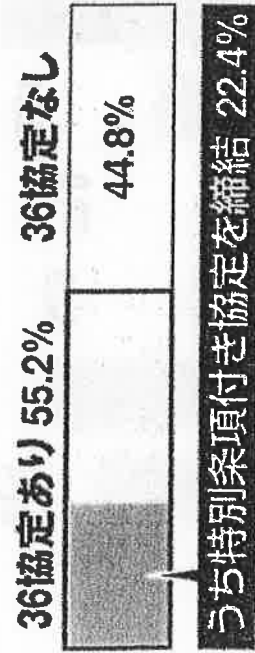
働き方改革⑤

現行の時間外労働規制



36協定の現状(事業場単位)

13年。厚労省調べ



残業時間に上限はないの？

労基法は週40時間、1日8時間を労働時間の上限と定める。法定労働時間といひ、この上限を超えて働かせるのは違法だ。しかし、労働者の過半数で組織する労働組合が職場にある場合はその組合と、ない場合は投票などで選ばれた代表と、労使協定を結んで労働基準監督署(労基署)に届け出れば、上限を超えて働かせても違法にならない。

36協定には、法定労働時間を超える残業を月45時間、年360時間以内にするのがのぞましいとする「限度基準」がある。ただし、この基準に強制力はなく、労基署は基準を超えた36協定の提出を拒否できない。また、建設や運輸、新商品の開発などの仕事は、この基準に対応しなくてもいいことになっている。

働き方改革⑥

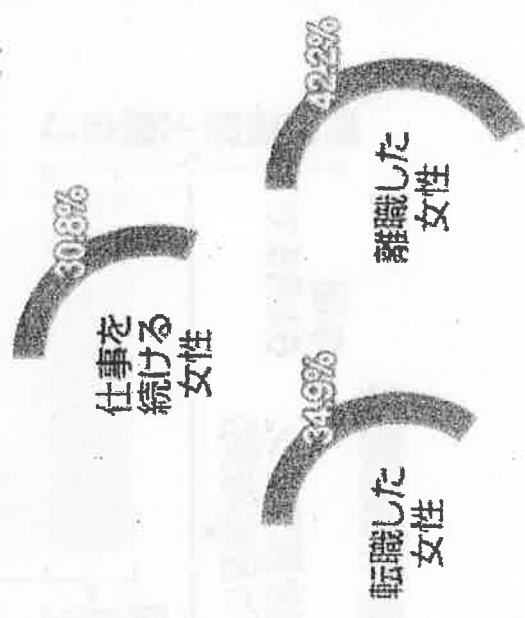
地方政治クリエイト 働く時間、これにめ

日本では長時間労働者の割合が高い



日本 米国 英国 フランス ドイツ 韓国
 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」から

夫が残業が多く、労働時間を決める裁量がない人の割合
 子どもがいる女性が対象



長時間労働、女性活躍の足かせ？

「長時間労働が健康被害、女性活躍の足かせや過重な子育て負担、少子化の原因になっていることは間違いない」。

過労死や過労自殺が社会問題になって久しい。さらに、長時間労働は女性の働き方にも大きな影響を及ぼしている。

政府が長時間労働の是正に取り組む背景には、労働力人口の減少もある。残業ができる男性を前提にした日本の雇用慣行を改めることで、女性が働きやすい環境を整えて慢性的な人手不足を改善することをめざしている。男性の働き方を変えなければ、女性に偏っている家事や育児の負担を減らすことも難しい。

立地適正化計画

公立施設管理総合計画
再考から計画

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心して健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画の意義と役割 ～コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進～

1. 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高質化版です。

2. 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。

3. 都市計画と民間施設誘導の融合

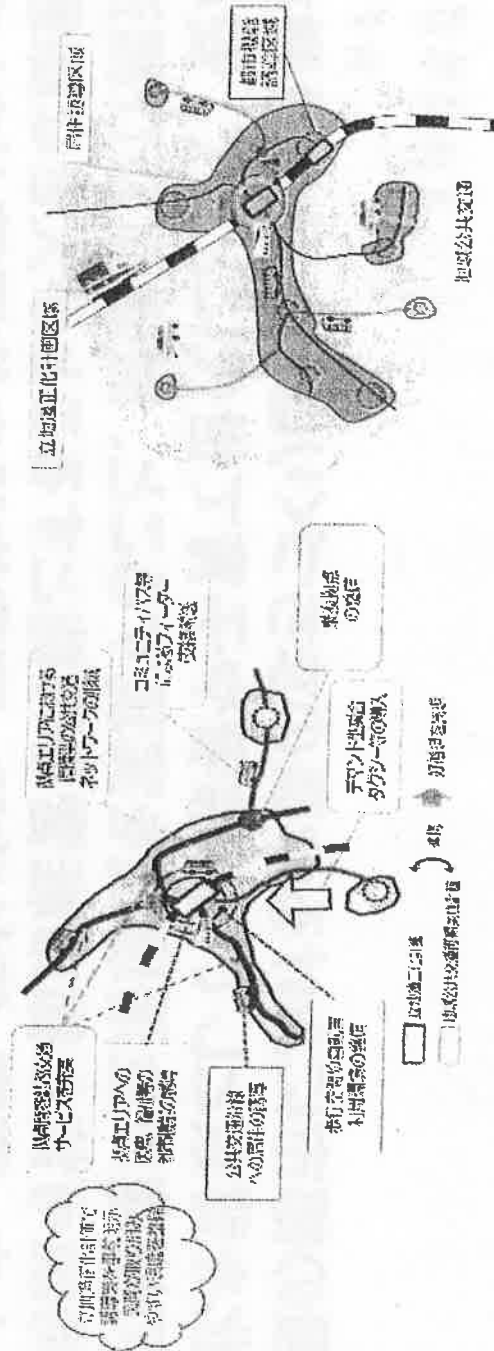
民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

4. 市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。

5. 市街地空洞化防止のための選取肢

都道府県は、立地適正化計画を律成している市町村の意見に配慮し、広域的調整を図ることが期待されます。居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選取肢として活用することが可能です。



6. 時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直しなど、時間軸をもったアクションプランとして活用することで効果的なまちづくりが可能になります。

→ 都市計画の評価に関するハンドブックはこちら

7. まちづくりへの公的不動産の活用

法改正の背景

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまどまどして立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構成を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、改正されました。

コンパクトなまちづくり、はじめませんか？

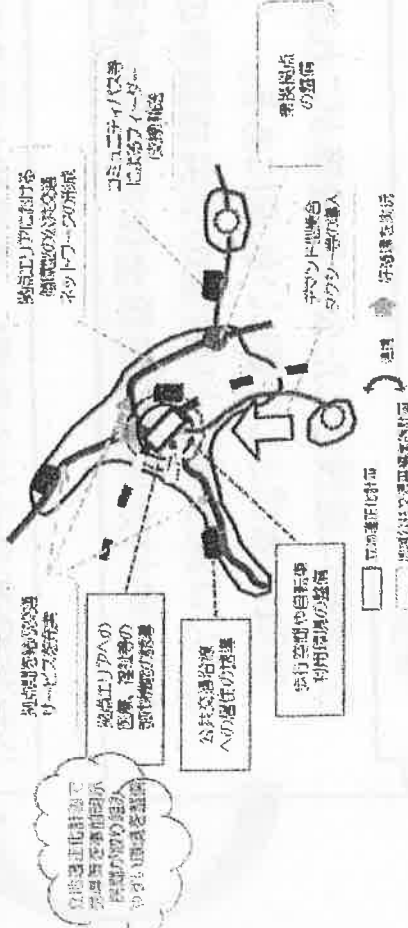
立地適正化計画の意義と役割

都市全体を視座したマスタープラン

一部の機能だけでなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全体を視座したマスタープランとして機能する都市町村マスタープランの高次元化が必要です。

都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能的誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の質向上との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。



まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちづくりを推進するための公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

市街地空導化防止のための選択的

居住や民間機能的立地を擇やかにコントロールできる、市街地空導化防止のための新たな選択的として活用することが可能です。

都市再生特別措置法に関する支援措置

立地適正化計画に記載された、公的不動産の活用等と合わせて民間事業者が行う、誘導施設の新築等に対して、国から直接補助を行う。

立地適正化計画に指定された、中心地区・生活拠点の形成に資する誘導施設の新築等に対して国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、誘導施設の整備、土地利用の共同化、誘導化等を行う関係団体等の整備に対して国が支援。

都市機能誘導区域において一定の要件を満たす市町村において、交付対象額の繰上げ等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内において一定の要件を満たす市町村において、交付対象額の繰上げ等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と商業・サービス等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

居住誘導区域又は都市機能誘導区域内に掲げる、一定の要件を満たす民間・歴史的風致形成に資する事業に対して国が支援。

居住誘導区域内の既存の公共施設施設又は民間施設（公開性を有するものに限る）及びその敷地等に整備される一定の要件を満たす立地適正化計画に対して国が支援。

公共施設等を除き、居住誘導区域内に再建等する際の総高制限等を支援対象に追加。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

まち化の促進し小住宅が所在する地区における赤レンガ住宅、空家住宅又は空き店舗等の誘導的誘導の促進等により支援を国が支援。

※公的不動産(FRE)：市町村が所有する公共施設や公有地等

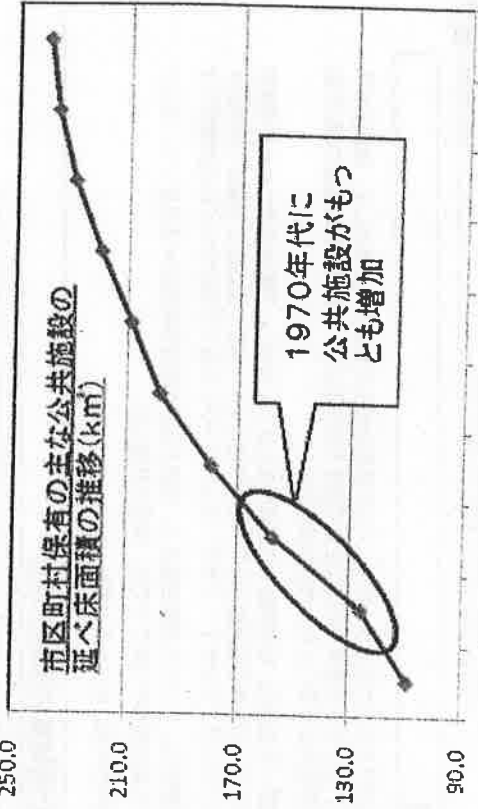
公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進①

背景

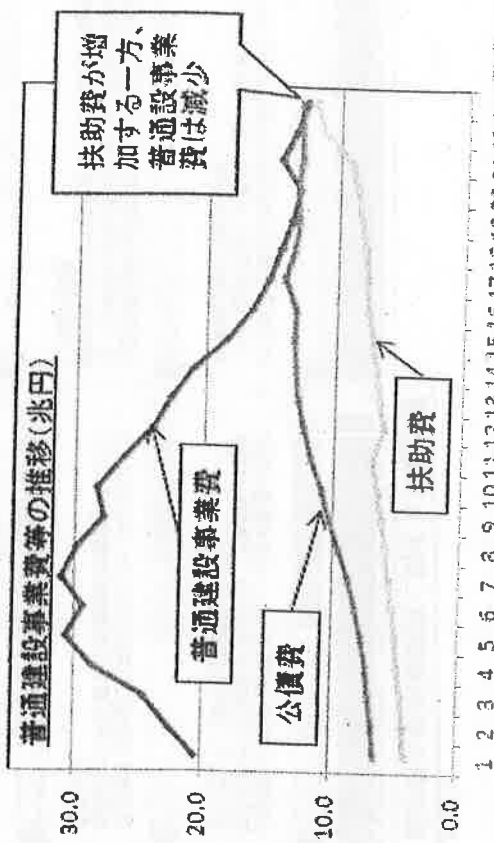
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進②

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、以下の取組を実施

①「公共施設等総合管理計画」の策定要請

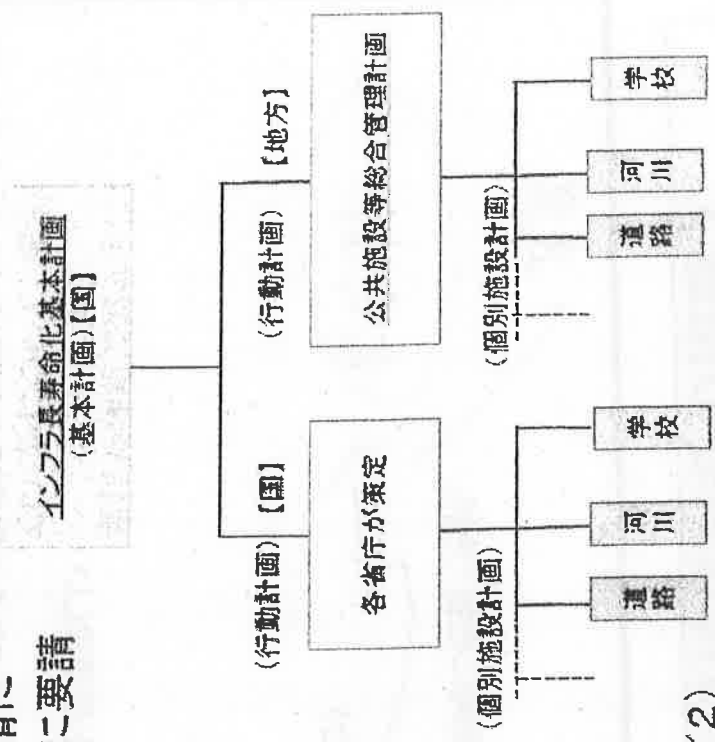
地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画の策定を地方公共団体に要請

- ＜公共施設等総合管理計画の内容＞
- ・公共施設等の現況及び将来の見通し

- 【例】公共施設の状況(数、延床面積等)、財政状況、人口動態など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 【例】統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方、総量に関する数値目標など

【イメージ】



②計画策定に対する支援

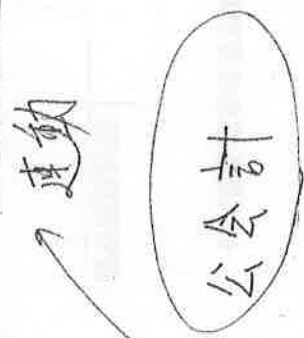
- ・人口動向や財政・施設の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
 - ・計画策定に要する経費について、特別交付税措置(措置率 1/2)
 - ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
- 〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
 地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進③

事務連絡の概要

第一 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項 一 保有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。
(1)老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
(2)総人口や年代別人口についての今後の見通し
(3)財政収支の見込み(中長期的な維持管理・更新等の費用の見込みを含む)



二 施設全体の管理に関する基本的な方針

- (1)計画期間
10年以上とすることが望ましい
- (2)全庁的な取組体制の構築及び情報共有方策
全公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどとして取り組むことが望ましい
- (3)現状や課題に関する基本認識
財政収支の見通しを踏まえ、施設等の新設・更新・維持管理等が可能な状況にあるか等現状や課題に対する認識を記載
- (4)適正管理に関する考え方
今後、統廃合や長寿命化、安全性の確保など、どのように保有する公共施設等を管理していくかについて、基本的な考え
方(現状を踏まえた適正管理に関する基本方針)を以下の①～⑥に触れつつ記載。
①点検・診断等の実施方針、②維持管理・補修・大規模改修・更新等の方針、③危険除去の推進方針
④長寿命化の推進方針、⑤統廃合等の推進方針、⑥適正管理を実現するための人員体制の構築方針
- (5)フォローアップの方針

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。

三 施設類型ごとの基本方針

上記(2)～(5)の各項目のうち必要な事項について、施設類型の特性を踏まえて定める。

公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進④

事務連絡の概要

第二 計画策定にあたっての留意事項

- 一 公共施設等の実態把握及び計画の策定・見直し
現段階において把握可能な施設等の状態や現状における取組状況を整理し計画を策定
- 二 議会や住民との情報共有等
公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、議会や住民への十分な情報提供を行っていくことが適当。
- 三 数値目標の設定
計画の策定にあたっては、財政負担の軽減・平準化に向けてできる限り数値目標を設定するなどに努める。
- 四 当該公共施設等において現在提供しているサービスそのものの必要性の検討
公共施設等におけるサービスの必要性を再検討し、施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要。
- 五 PPP/PFIの活用について
計画の検討にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を検討が重要。また、施設情報の積極的な公開に努めることが必要。
- 六 市区町村域を超えた広域的な検討等について
定住自立圏形成協定をはじめ隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましい。都道府県にあつては、圏域の市区町村の所有公共施設等も念頭に広域的視野をもって計画を検討していくことが望ましい。
- 七 合併団体等の取組について
合併団体や過疎地域等においては、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いため、特に早急に計画を検討していくことが望ましい。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどとして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ

計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一) 地方債計画計上額 300億円(一) 地方債計画計上額 300億円(一)

特例期間 平成26年度以降当分(間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数)

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

インフラ長寿命化計画の体系

インフラ長寿命化基本計画
(基本計画)【国】

(行動計画)

【国】

各省庁が策定

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画)

【地方】

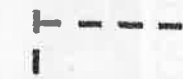
公共施設等総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校



過重労働の教員

部活や事務に追われ

長時間労働は、最近の傾向にはないが、教員の過重労働は大きな問題になっています。わが国の公立・私立小・中学校教員の労働時間は80時間以上、私立で最も長い一方、授業に費やす時間は短いのが現状です。日本の将来にとっても重要な教育。公立教員の労働時間の短縮を促す、改訂版をご覧ください。

長時間労働
【残業180時間超】
【絶対禁止】

週60時間超が大半…



週60時間超の人数(人)が、10年前に比べて約3倍に増加しています。これは、教員の労働時間が長くなる一方で、授業に費やす時間が短くなる傾向にあるためです。

授業に当てる時間は少ない



授業に当てる時間は少ない。これは、授業以外の業務が増えているためです。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

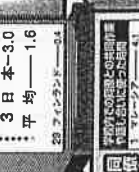
授業以外に追われる

授業以外の時間には、さまざまな業務が追加されています。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

教材採択など



共通の課題など



共通の課題など。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

授業以外に追われる

授業以外の時間には、さまざまな業務が追加されています。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

教員業務



共通の課題など



共通の課題など。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

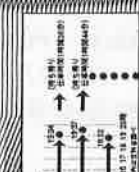
授業以外に追われる

授業以外の時間には、さまざまな業務が追加されています。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

授業準備も長い



共通の課題など



共通の課題など。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

授業以外に追われる

授業以外の時間には、さまざまな業務が追加されています。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

対策



対策

対策。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

対策。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

教育の質を下げない

【小】 【高】

教育の質を下げない。これは、教育者にとって重要な課題です。教育の質を下げないためには、教育者の労働時間を減らす必要があります。教育者の労働時間を減らすためには、教育者の労働時間を減らす必要があります。

さらに対策が必要

教育者に付加価値を求め、その質を確保する。教育者の労働時間を減らすためには、教育者の労働時間を減らす必要があります。教育者の労働時間を減らすためには、教育者の労働時間を減らす必要があります。

対策

対策。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

対策。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

対策。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

多忙。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

世界的にも

世界的にも。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

世界的にも。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

世界的にも。例えば、授業前の準備や授業後の片付けなどに多くの時間を費やしています。

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	6月5日(月) ~ 6月6日(火)	
	支出先	高知市議会議員 西森 美和	
	目的・内容・結果等	6月5日(月) 15:00~16:00 国交省(衆議院議員会館) ・動物・植物に対する環境保全措置 ・河川環境の保全・再生の取り組み 6月5日(月) 16:00~17:30 環境省(衆議院議員会館) ・生物の多様性保全事業 6月6日(火) 10:00~12:00 厚生労働省(衆議院議員会館) ・新地域支援事業の取り組みについて ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	交通費旅費規定による 58,800	58,800
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	0 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航 空 賃	車 賃		日 当		計	
					営業 換算	運賃	急 行料			定額	実費額	日 数	定額		夜 数
5	高知駅前 (9:15)	東京国際空港	霞ヶ関 (12:49)	東京23区	22.2	730			(パック利用) 35,200		1	3,000	1	14,800	55,070
6	霞ヶ関 (15:30)	東京国際空港	高知駅前 (18:50)		22.2	730					1	3,000			3,730
			()												0
			()												0
			()												0
			()												0
			()												0
支 度 料															
旅行雑費					44.4	1,460	0		35,200	0	2	6,000	1	14,800	58,800
														(支給額) 円	

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 高知～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。
 ※ 往復航空券+宿泊パック利用 (1泊朝食付 48,000円)
 ※ 航空券は48,000円 - (14,800円 - 2,000円) = 35,200円

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 西森 美和



1 視察者氏名

西森 美和			
-------	--	--	--

2 視察期間 平成29年6月5日(月) ~ 平成29年6月6日(火)

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
6月5日(月) 国交省 (衆議院議員会館)	動物・植物に対する環境保全に配慮した工事の在り方	公共事業と、希少動物の保全にかかわる取り組みを調査し、全国の事例と河川環境の保全・再生事業について本市の課題の参考とした。
6月5日(月) 環境省 (衆議院議員会館)	生物の多様性保全事業 生物多様性地域戦略	道路整備等によって本市の希少動植物が脅かされることなく共生するために基本的な法令と国の方向性と生物多様性地域戦略について学んだ。県単位で策定されている地域戦略とともに基礎自治体で戦略をもつ事例があり、宮崎県・高知県にしかない「アカメ」などの地域固有の魚や、シオマネキ・トビハゼなどの貴重な生物の生息が市街地で確認されるという全国でも稀有な環境を守るために、本市独自の戦略のあり方を検討するべきではないかと考える。
6月6日(火) 厚生労働省 (衆議院議員会館)	地域包括ケアシステムの構築と共生社会 地域支援事業 生活支援体制整備事業	高知市では、昨年、第一層の協議体と生活支援コーディネーターが発足したが生活支援コーディネーターが一旦、不在となった。第二層の枠組みも不明確であり、議会提案するにあたり制度の根幹と「生活支援体制整備事業」の国の経過措置期間の終了までの工程についてロードマップを再確認した。

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

河川環境の保全・再生に関する取組

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課

平成29年6月5日

河川環境の保全・再生

- 国土交通省では平成2年以降、本格的に自然に配慮した河川整備を開始。
- 平成18年からは、「多自然川づくり」として、調査、計画、設計、施工、維持管理等すべての河川管理行為において、地域の暮らしや歴史・文化に配慮し、生態系、景観などを保全・創出。

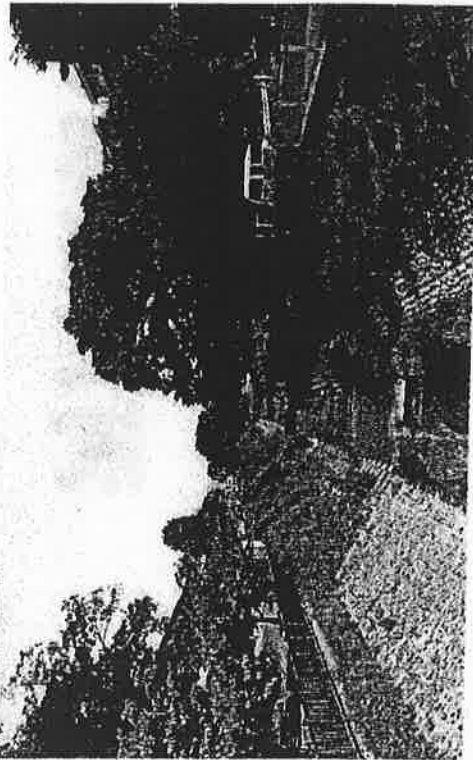
■多自然川づくり基本指針(平成18年10月)

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行う。

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象。

〔瀬や淵の再生〕

直線的な河川



自然な川の蛇行を極力活かす



境川(神奈川県)

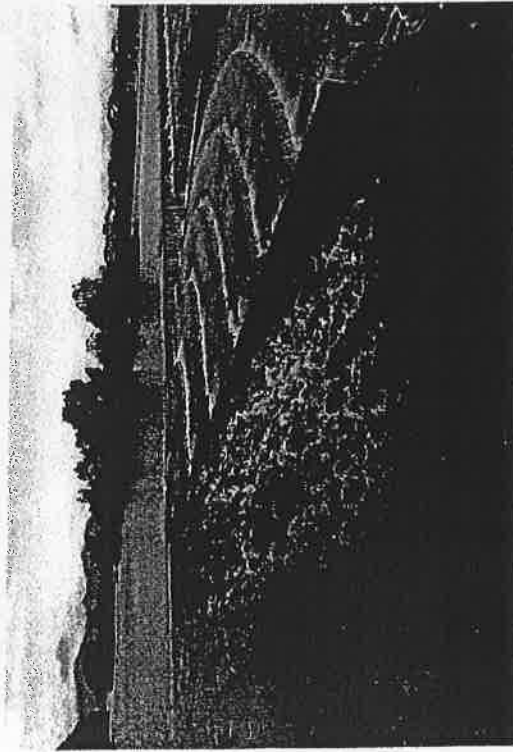
配管に
対応

河川環境の保全・再生

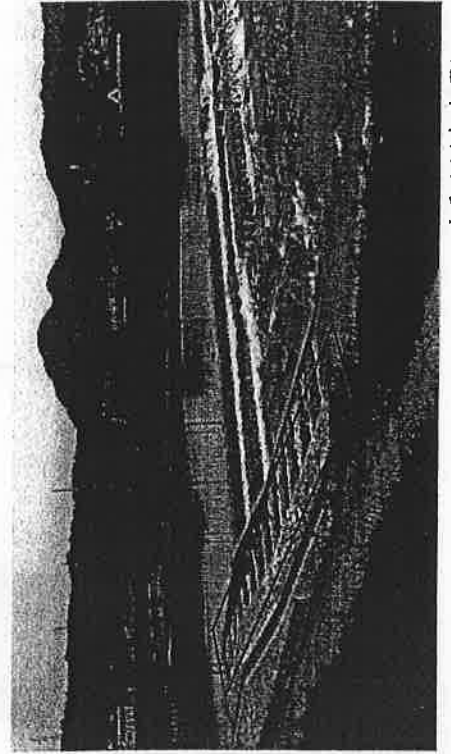
〔河川の連続性の確保(魚道の設置)〕

とこが(ため)

→魚類等の遡上・降下が困難な区域において、魚道等を整備。



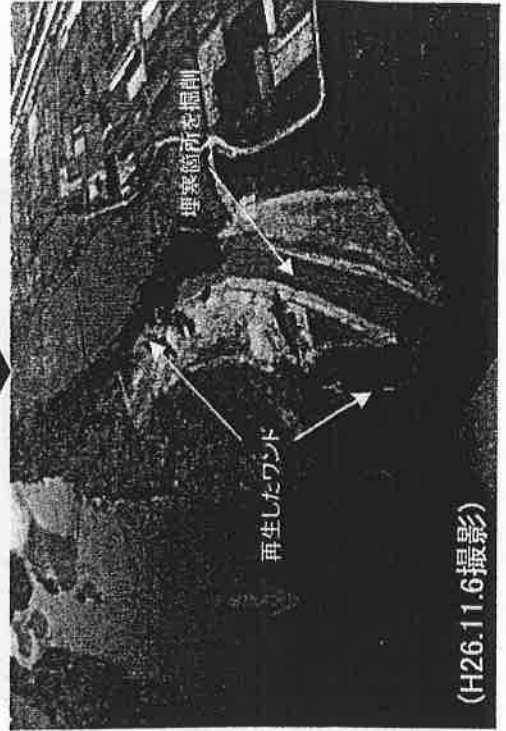
揖保川(兵庫県)



大和川(奈良県)

〔ワンドの再生〕

→埋塞により失われた、生物の重要な生息・生育・繁殖環境であるワンドを再生。



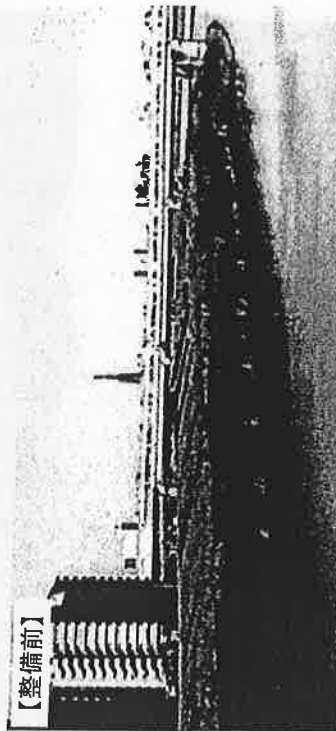
阿賀野川(新潟県)

河川環境の保全・再生

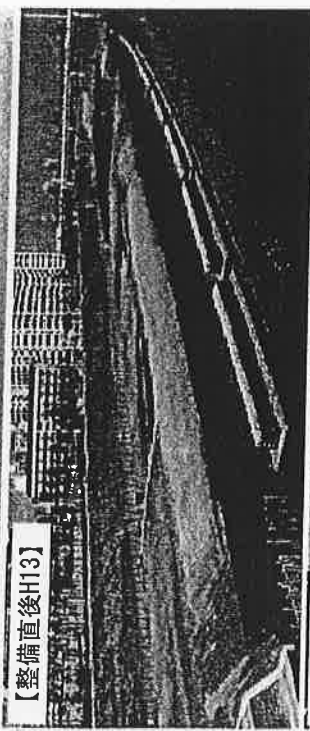
水と陸

〔湿地の再生〕

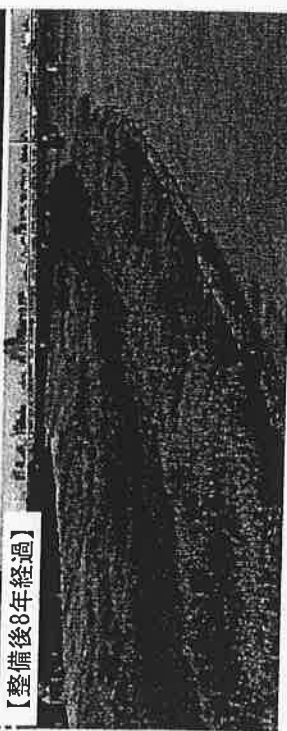
→河川内の湿地環境を再生し、魚類をはじめとする生物の生息・生育・繁殖環境を改善。



【整備前】



【整備直後H13】



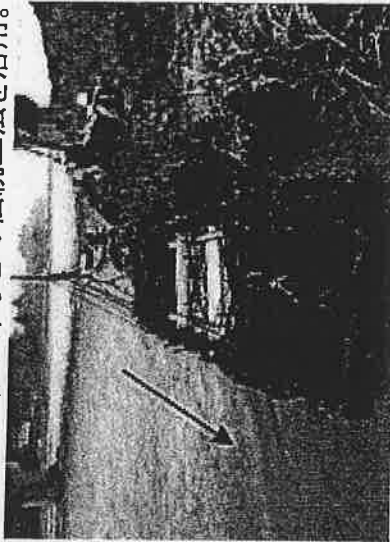
【整備後8年経過】

荒川(東京都)

また

〔粗朶沈床の設置〕

→信濃川では、河岸洗掘防止や魚類等の生息環境の改善等を目的として、粗朶沈床などの伝統工法を活用。



信濃川(新潟県)

〔既設構造物の改良〕

→ 既設のコンクリート護岸に「ネコヤナギ」を活着させた植栽を実施し、水辺の生態系の改善に寄与

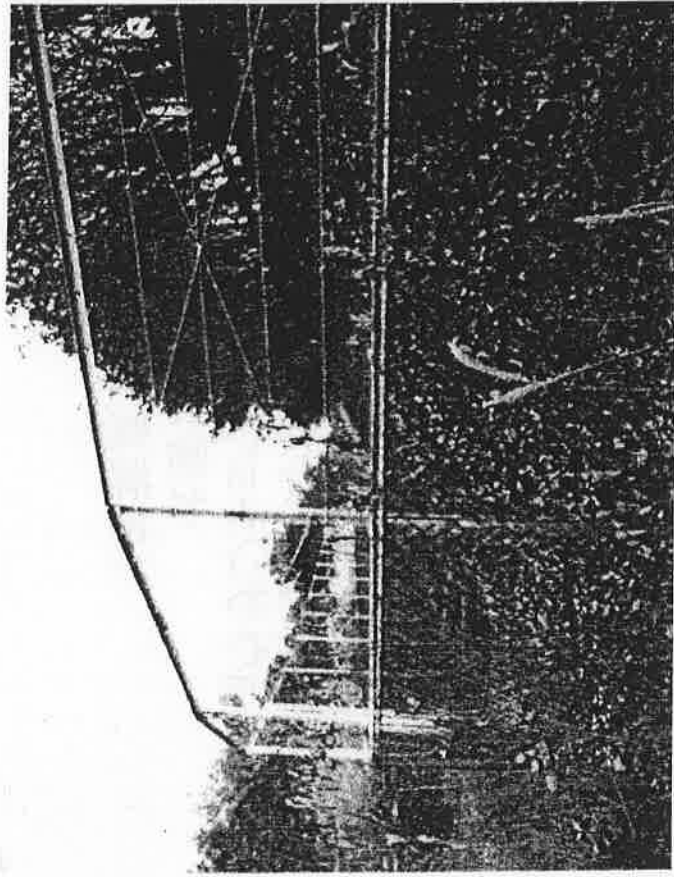


【整備後】

【整備前】

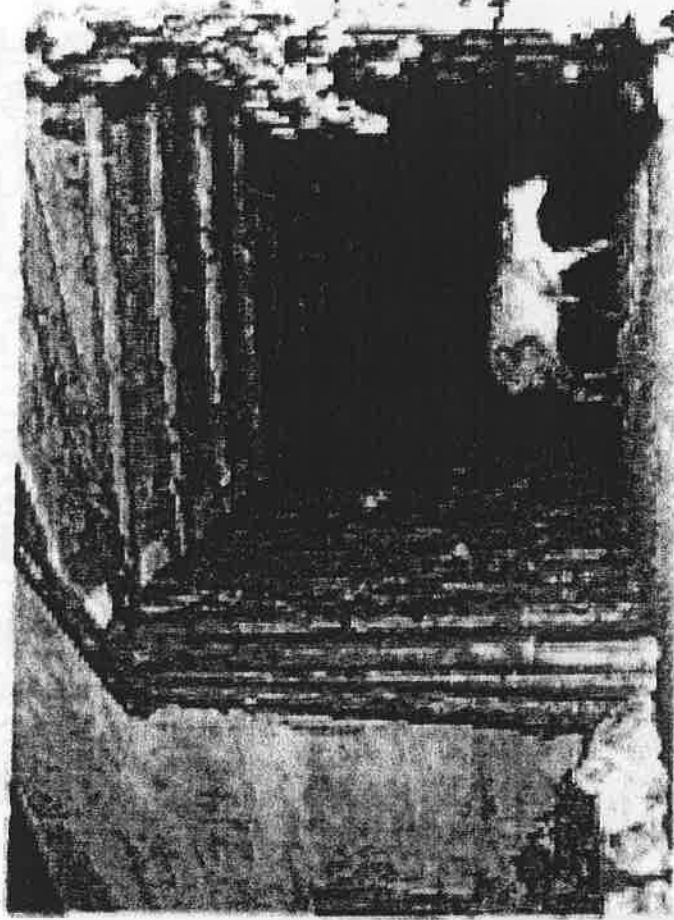
川内川(鹿児島県)

動物・植物に対する環境保全措置の事例



ロードキル対策としての侵入防止柵
(東富士五湖道路)

飛び越える動物のほか柵をくぐる動物への配慮も必要



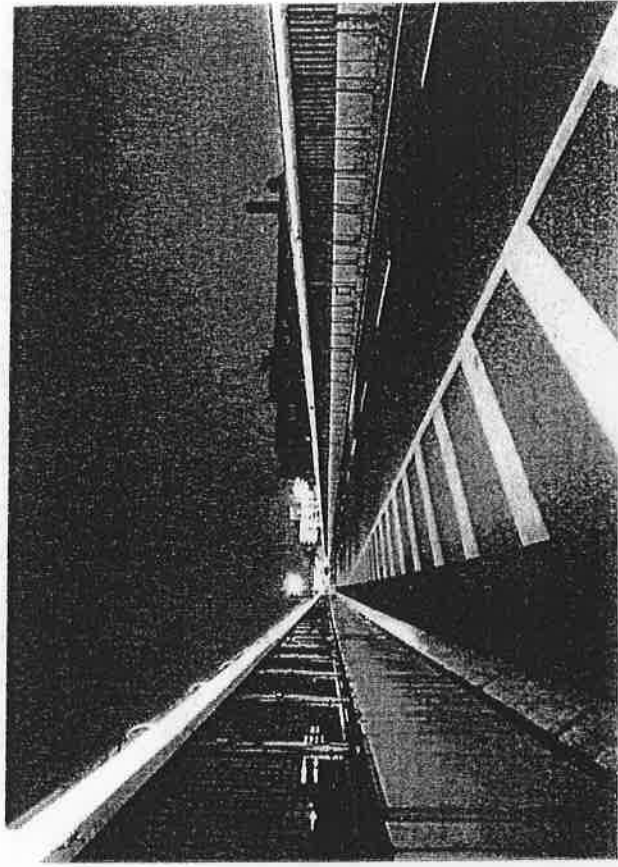
分断対策としてのボックスカルバート
(鬼首道路)

ニホンカモシカが横断しているところ

動物・植物に対する環境保全措置の事例



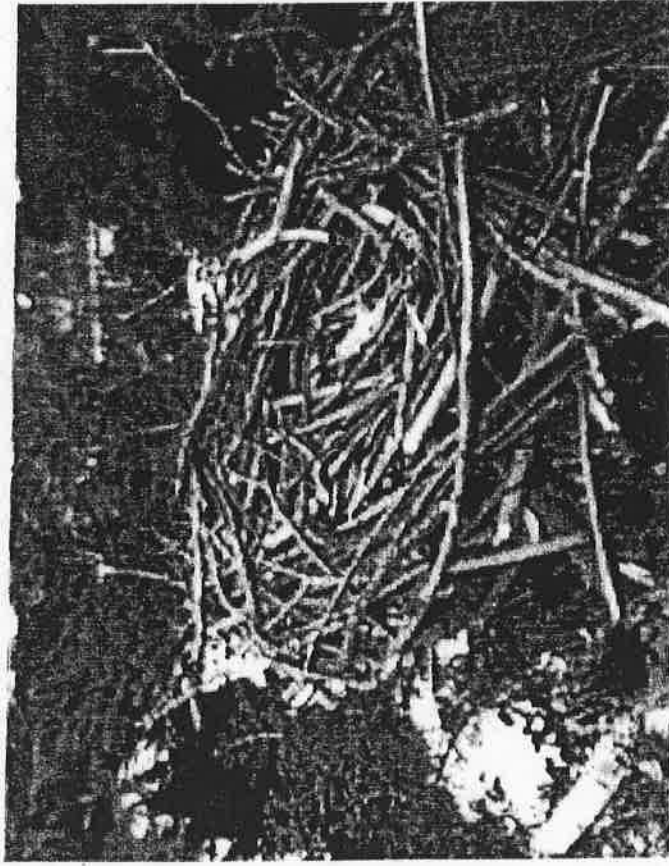
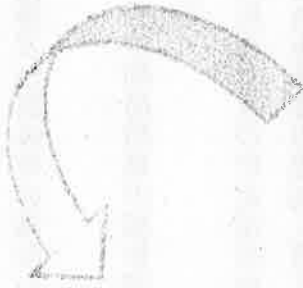
トウキョウウサンショウウオの産卵のための
代替池整備
(千葉東金道路)



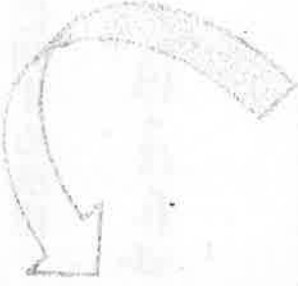
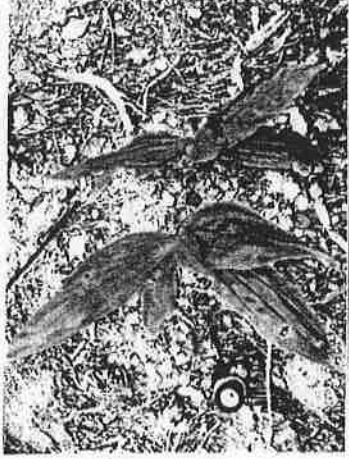
ヒメボタルに配慮した道路照明
(名古屋高速道路)

高欄照明の採用により光の漏れでホタルの繁殖行動の妨げになることを防止

動物・植物に対する環境保全措置の事例



道路事業区域内に営巣する
オオタカのための代替巣
(イメージ)



道路事業区域内に生育する植物の移植
(イメージ)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(平成四年六月五日)

(法律第七十五号)

第二百二十三回通常国会

宮沢内閣

種の保存法

改正	平成	六年	六月二九日法律第	五二号
	同	九年	五月二三日同	第五九号
	同	一一年	七月一六日同	第八七号
	同	一一年	二月二二日同	第一六〇号
	同	一五年	六月二〇日同	第九九号
	同	一六年	六月九日同	第八四号
	同	一七年	四月二七日同	第三三三号
	同	一七年	七月二六日同	第八七号
	同	二三年	八月三〇日同	第一〇五号
	同	二五年	六月一二日同	第三七号
	同	二六年	六月一三日同	第六九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律をここに公布する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 個体等の取扱いに関する規制

(絶滅の

れのある野生動植物の種の保存に関する法律)

／二六

第一節 個体等の所有者の義務等(第七条・第八条)

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止(第九条—第十九条)

第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等(第二十条—第二十九条)

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款 特定国内種事業の規制(第三十条—第三十三条)

第二款 特定国際種事業の規制(第三十三条の二—第三十三条の五)

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等(第三十三条の六—第三十三条の十五)

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等(第三十四条・第三十五条)

第二節 生息地等保護区(第三十六条—第四十四条)

第四章 保護増殖事業(第四十五条—第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条—第五十七条)

第六章 罰則(第五十七条の二—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある

る野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平二五法三七・一部改正)

(責務)

第二条 国は、野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。

(平二五法三七・一部改正)

(財産権の尊重等)

第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種

について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものであること。

6 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案

をするとき、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(緊急指定種)

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。

(平一一法一六〇・一部改正)

(希少野生動植物種保存基本方針)

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

三 希少野生動植物種の個体(卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。)及びその器官(譲渡し等に係る規制

等)のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要がある、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。)並びにこれらの加工品(種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

四 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

五 保護増殖事業(国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。)に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

3 環境大臣は、希少野生動植物種保存基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、希少野生動植物種保存基本方針の変更について準用する。

5 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

(平六法五二・平一一法一六〇・一部改正)

第二章 個体等に関する規制

(平六法五二・改称)

第一節 個体等の所有者の義務等

(平六法五二・改称)

(個体等の所有者等の義務)

第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」と総称する。)の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

(平六法五二・一部改正)

(助言又は指導)

第八条 環境大臣は、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすること

ができる。

(平六法五二・平一一法一六〇・一部改正)

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止

(平六法五二・改称)

(捕獲等の禁止)

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合
- 三 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(平一一法一六〇・一部改正)

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のい

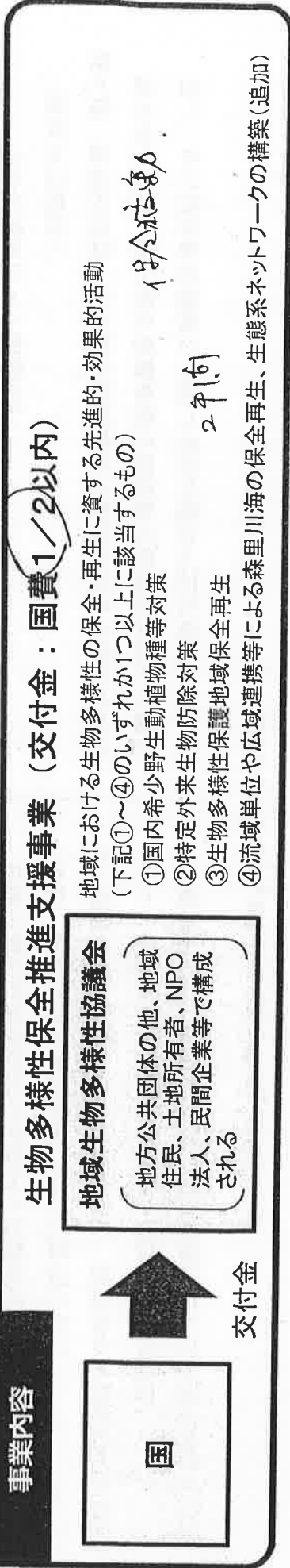
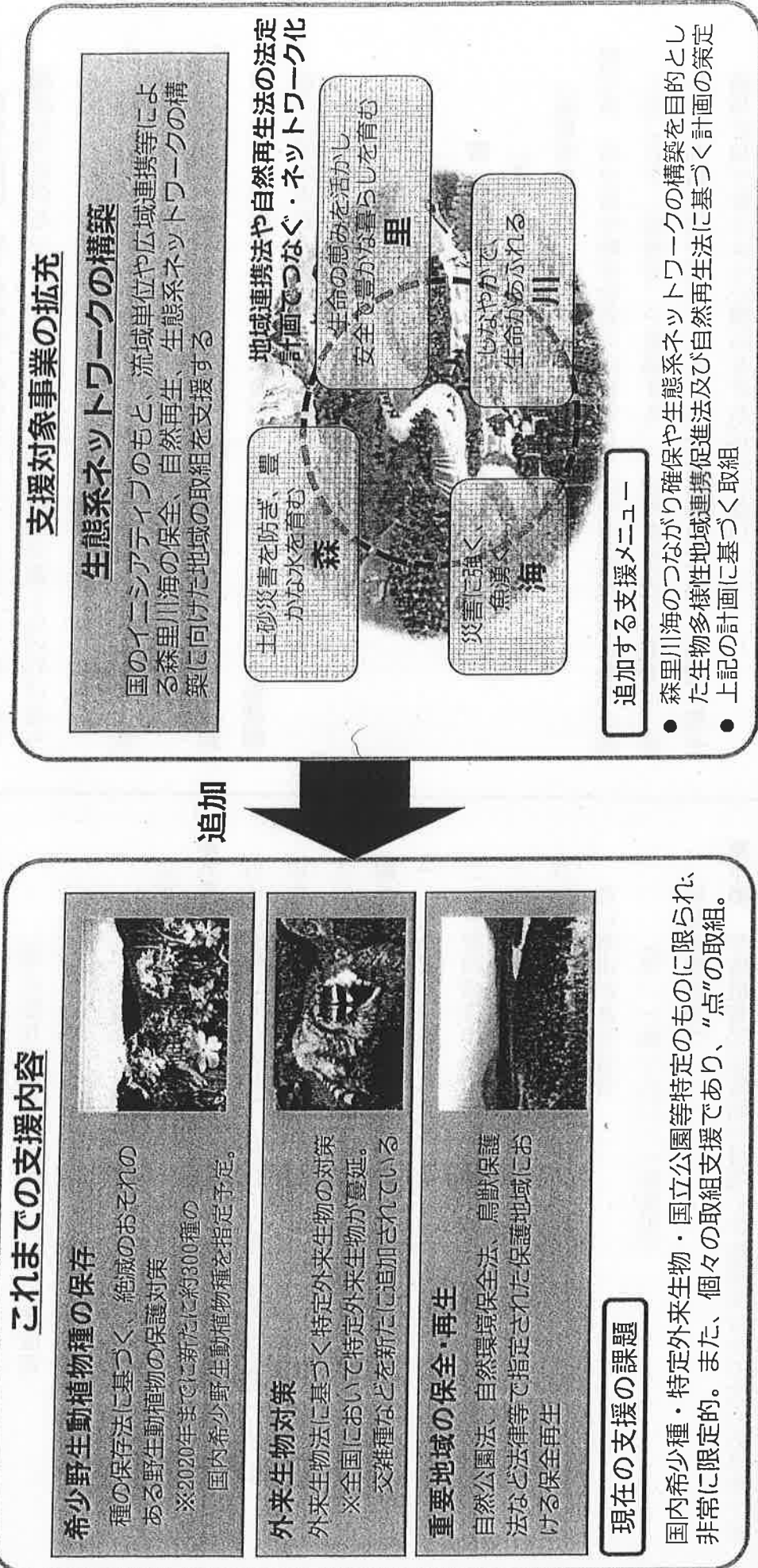


生物多様性保全推進支援事業

平成29年度予算
75百万円(75百万円)

森里川
伊賀
伊豆
伊予

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全



高知県

林業振興・環境部 環境共生課

760-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-52

tel.088-821-4868 fax.088-821-4530

E-mail.030701@ken.pref.kochi.lg.jp

平成26年3月

こうち戦隊

検索

ふるさととの
いのちをつなぐ
こうちプラム

生 物 多 様 性 こ ち 戦 隊

高知県

生物多様性が豊かな高知県

多様な自然環境を有する高知県

私たちが暮らす高知県は、全国有数の森と川、海の県です。豊かな雨と日差しは森を元気に育て上げ、県土の84%が森林に覆われています。照葉樹林、温帯針葉樹林、夏緑樹林など多様な森林が発達した山々から流れ出る四万十川や仁淀川をはじめとする数多の川は、流域に豊かな土壌をもたらしました。

そして、それらが流れ込む土佐湾は太平洋へと広がり、沖合には世界最大の暖流、黒潮が流れています。

高知県の独特な地形や気候などの自然環境は多様な生きものたちの生息地をつくりだし、生きものたちはそれぞれに固有の変化をとけてきました。こうして、高知県では、豊かな自然環境により生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という生物多様性を構成する3つの多様性が維持されてきたのです。

生物多様性を構成する3つの多様性

森林や里山、川、海など、さまざまな生きものが生息できる多様な環境があること。

生態系の多様性

種の多様性

遺伝子の多様性

さまざまな種類の生きものが生息していること。たとえば四万十川では200種の魚類をはじめ、渡りや林生鳥類など多くの種が生息しています。

生物多様性の4つの危機

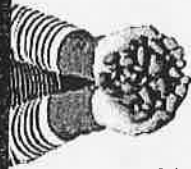
しかしながら、高知県においても土地開発などの地形変更、森林や農地の転用といった生きものの生息環境の減少をもたらす人間活動による危機、里山の荒廃など自然に対する働きかけの縮小による危機、生態系の質的劣化をもたらす汚水や廃棄物の排出、外来種の増殖といった人間が持ち込んだものによる危機、海水温の上昇などによって藻場が消失するなどの地球環境の変化による危機といったさまざまな形で生物多様性の破壊が進んでいます。

本来、生物多様性は私たちの暮らしと密接に関係しているのに、その言葉はまだまだ知られていませんし、重要性も十分に理解されているとはいえません。

高知県の豊かだけれど危機に瀕する自然とともにどうやって私たちの未来を築きあげていくか、日々の暮らしの中で、自然体で生物多様性に配慮していくにはどうしたらいいのか、その指針として「生物多様性こうち戦略」を策定することにしました。

高知の人と自然が作り上げてきた高知の風土は、高知にしかありません。県民の皆さん一人ひとりが、自分たちの暮らしと自然を守っていく方法を考えましょう。

豊かな自然って、
なんだろう？



ここの自然のいま

私たちが心豊かに、そして安全に暮らしていくために不可欠なものは、安心して食べられる食料と危険の少ない快適な生活環境ではないでしょうか。それらを提供してくれるのは、なによりも豊かな自然。ときに自然は、台風や地震といった過酷な災害をもたらしますが、多様な自然を織りなす山や川、海、そして里（里地里山）は、清浄な空気や水、さまざまな動植物の生態・生育環境を提供してくれています。

山の暮らし、川の暮らし、里の暮らし、海辺の暮らし、それぞれの暮らしの中で、農林漁業などの産業や食べ物、文化が自然との営みの中から生まれてきました。

そして、私たちの暮らしは自然から恵みを受けると同時に、自然に大きな影響を及ぼしながら形作られてきたのです。

いま、高知の自然は静かな曲がり角を迎えています。過疎高齢化や都市化の進展がもたらした現在の高知の自然が抱える課題をまとめました。



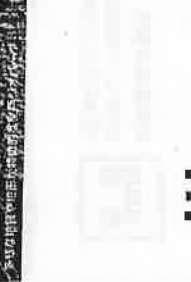
山

- 〓**奥山に残る原生林**
奥山には原生林が僅かに残り、森林生態系のコアとしての機能を果たしています。
- 〓**天然林の減少**
人工林の拡大で天然林が減少し、原生的な森林も遊路や人工林で分断されています。
- 〓**放置人工林の増加**
管理不足の森林が増加し、二本シジカなどによる植生被害が生じています。

課題

1. 奥山環境の維持
2. 林業の活性化と担い手の確保
3. 有害鳥獣対策

など



川

- 〓**清流が多い**
四万十川や仁淀川などアユ釣りや水遊びのできる清流が残っています。
- 〓**瀬・淵の減少**
かつての河川改修などで自然環境が大きく変化し、本来の川の機能が失われています。
- 〓**外来種の増加**
外来種の雨水や魚卵が増え、本来の生態系を圧迫しています。

課題

1. 土砂・水の動きに配慮した川づくり
2. 山林保全など湧水発生源対策
3. 外来種対策

など



里

- 〓**棚田が多い**
生物多様性の高い生態系と雨水貯留機能を持つ棚田が多くみられます。
- 〓**耕作放棄地の増加**
人口流出による耕作放棄地や管理不足の田んぼが増え、竹林や外来種が蔓延しています。
- 〓**特定の野生生物の増加**
二本シジカやサルが増加し、自然植生だけでなく、田畑での被害も増加しています。

課題

1. 農業従事者の確保と適正管理
2. 有害鳥獣対策
3. 外来種対策

など



海

- 〓**黒潮の恵みを享受**
黒潮の流れと川がもたらす山の栄養により多様な魚類などの恵みがもたらされています。
- 〓**磯焼けの増加**
温暖化で海水温が上昇し、磯場が消失する磯焼けが発生しています。
- 〓**砂浜の減少**
防波程度の防浪堤や防波堤などにより砂の供給バランスが変化し、砂浜が減少しています。

課題

1. 生態系に配慮した公共事業の推進
2. 磯場の再生
3. 人と自然が共生する持続可能な里づくりの推進

など



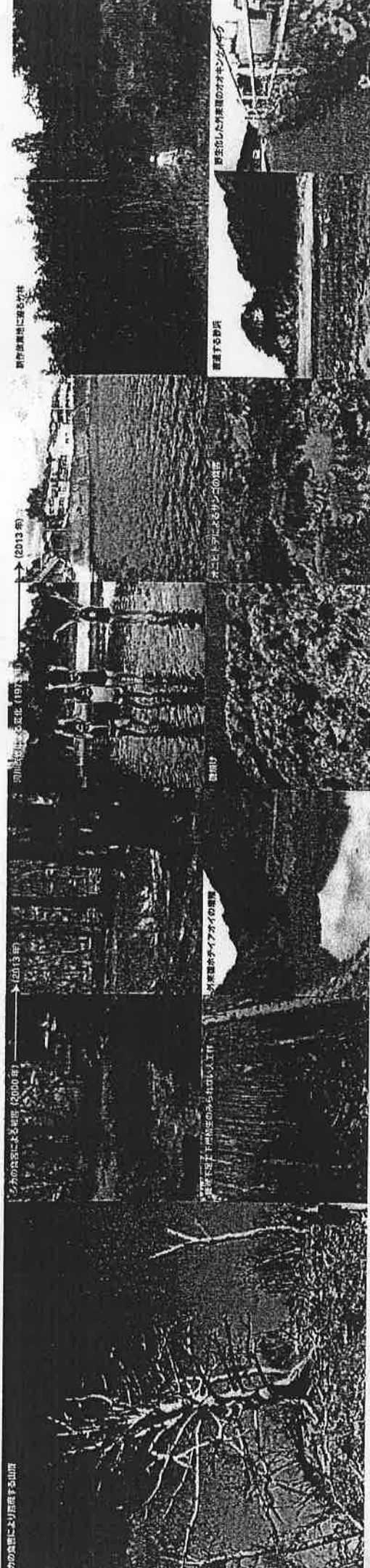
まち

- 〓**豊かな生態系**
高知市は都市部としては珍しく魚や鳥など希少な動物が生息する環境が残っています。
- 〓**外来種の増加**
土地開発で発生した裸地に多くの外来種が定着し、街路樹にも外来種が利用されています。
- 〓**都市化の進行**
まちの拡大により緑地や水辺が減少しているほか、温室効果ガスの主な発生源となっています。

課題

1. 環境に配慮したまちづくりの推進
2. 公共交通の利便性の向上
3. 温暖化対策

など



シカの食害により枯死する山梨

シカの食害による里山 (2000年)

河川改修による変化 (1977年)

野付川

野付川奥山に広がる里山

外東部タイガイの繁殖

二本シジカによるシジカの増殖

豊後市町

発生した林業のガキヤク

ここの 生きもののいま

高知県には、約8,000種の動物と約3,000種の植物などさまざまな生きものが生息・生育しています。しかし、高知県でも自然環境の質的変化が進んでおり、たとえばツキノワグマやヤブシロサメなど多くの生きものが絶滅の淵に立たされています。

地球規模では過去に少なくとも5回の大絶滅がありました。これらは火山の噴火や隕石の衝突など自然災害が原因でした。現在は、6回目の大絶滅時代と言われており、その主な原因となっているのは私たち人間の活動です。地球上の種の絶滅スピードは過去に比べると約100～1,000倍にも達すると言われています。

いま、高知の生きものたちはどのような状態にあるのでしょうか。

山

四国山地を中心とする奥山の自然林には、ツキノワグマなどのさまざまな生きものが生息しており、生商地が限られる植物も自生しています。しかし、人工林の拡大などでその生息域は狭まっており、ニホンジカによる食害も広がっています。

川

渓流水族のほか、アユなどの通し回遊魚、アケボノのような汽水・海水魚など多様な魚類が生息しています。しかし、アユにみられる冷水病などの感染症や異常気象による生きものへの影響も生じています。また、オオクワチバスなどの外来種が一部で繁殖しており、在来生物を脅かしています。

里

田畑や果樹園、雑木林、社寺林、用水路などの二次的自然による異相が形成されています。田んぼや用水路には湿地生の植物が自生して、サンショウウオやアユなどの希少な動物も生息していますが、休耕田や竹林の拡大などで生息環境が変化しています。

全国的課題

研究体制の強化

生物群ごとの継続的なモニタリング調査の実施など研究体制の強化が求められています。

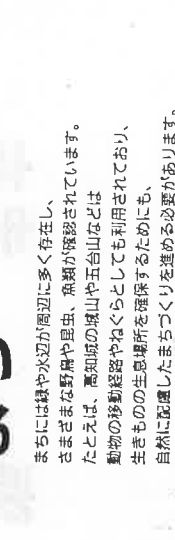
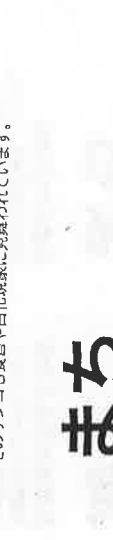
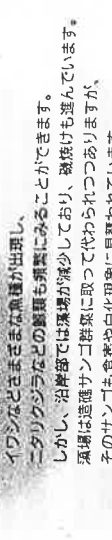
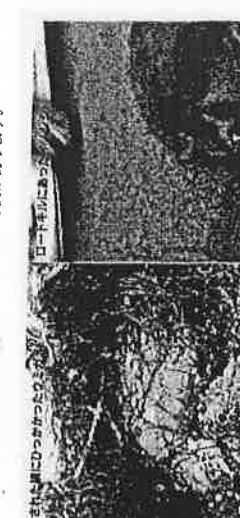
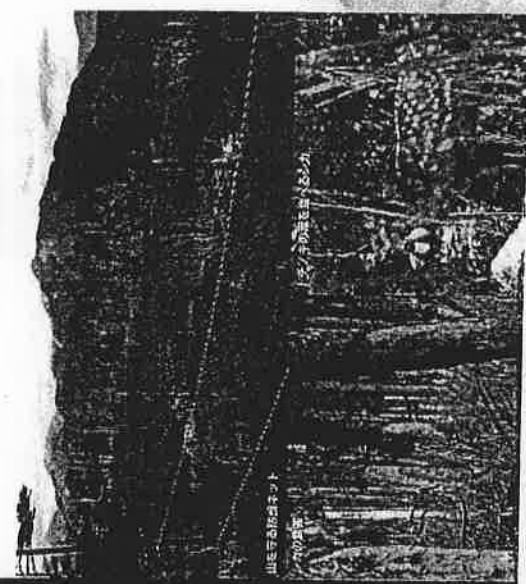
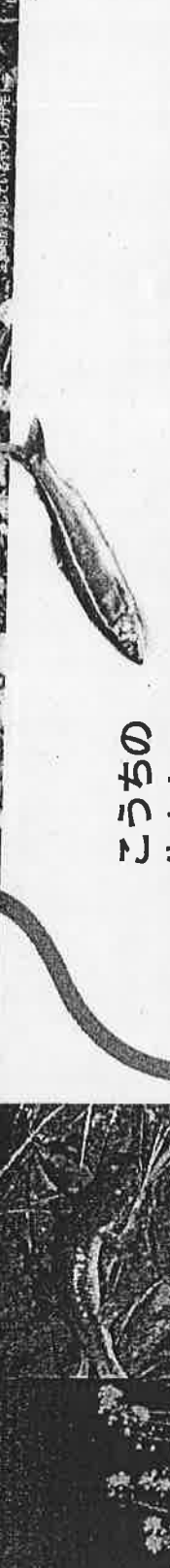


海

土佐湾にはカツオやマグロ、イワシなどさまざまな魚種が出現し、ニタリクジラなどの劇類も頻りにみることが出来ます。しかし、沿岸部では漁獲が減少しており、磯焼けも進んでいます。漁獲は遠征サンゴ群集に取って代わられつつありますが、そのサンゴも食害や白化現象に見舞われています。

まち

まちには緑や水辺が周辺に多く存在し、さまざまな野鳥や昆虫、高知が確認されています。たとえば、高知城の城山や五台山などは動物の移動経路やねぐらとしても利用されており、生きものの生息場所を確保するためにも、自然に配慮したまちづくりを進める必要があります。



高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

高知県の自然環境

林業

高知県は森林面積率が日本で、林業は県経済を支える重要な産業となっています。高知県では、大型製材工場やバイオマス発電施設等の整備により、風産物の利用促進に取り組んでいます。

漁業

カツオやアユ、アオノリなど全国的に知名度も高い水産資源が多くみられ、カツオのたたきなどで知られる豊かな食文化を支えています。高知県では、湖内・水面漁業の振興に向け、資源管理や、土佐黒潮牧場の整備など、さまざまな取り組みを進めています。

農業

農業は、田んぼが貴重な湿地帯を生きものに提供し、生物多様性の保全に貢献している一方、自然の循環機能を利用するという点では生物多様性に依存した産業ともいえます。夏は高温多湿、冬は低温多湿という恵まれた気象条件をベースに、水稲、野菜、果実、畜産物などの生産が活発に行われています。ハウス栽培も盛んで、ナスやピーマンなど園芸野菜の産地としても全国的に知られています。高知県では、環境保全型農業の推進やブランド化による販路拡大などのさまざまな取り組みを進めています。

こころの暮らしのいま

私たちは山や川、海などの自然と共に暮らしています。農産物や魚などの食べものを得るだけでなく、ほんの少し前の時代までは、薪や炭などの燃料、木材や茅などの住宅資材を手に入れ、日々の暮らしに必要な布や紙などを作って生活を営んでいました。現在の「便利で快適な暮らし」からは想像しにくいかもしれませんが、農業や林業、漁業といった自然相手の生業だけでなく、あらゆるモノ・コトが自然との共生の中で育まれてきたのです。

いま、私たちの暮らしから自然はだいたい遠ざかっているように思いますが、昔に戻ることは難しいかもしれませんが、かつての暮らしから学ぶこと、受け継ぐことはたくさんあるのではないのでしょうか。

全体的課題

第一次産業の復興、伝統文化の継承
 迅速高齢化の進行により、第一次産業や伝統産業の担い手の確保が重要です。また、食文化、祭事といった一次産業と密接にかかわる物事の継承も重要となっています。

環境教育の充実

子どもたちや若い世代の自然理解が進んでいるため、自然の重要性を子どもたちに伝える指導者の確保、環境教育の充実を図る必要があります。

食文化

沿岸部や山間部などそれぞれの地域の風土に根ざした食材や料理が伝えられています。しかし、迅速高齢化の進む地域ではその維持が困難になりつつあります。

伝統産業

土佐和紙、土佐理頭、竹肌工など豊かな生物資源を材料とした伝統的な特産品が知られています。品質の良さにも定評がありますが、多くが後継者不足に陥っています。

祭祀

スギヤヒノ牛などの神木、社寺林などの祭祀空間が自然と共に残されていますが、管理、継承できる人が

高知県農業・畜産・食料政策課 1課14号11号

自然との関わり

自然豊かな高知県は、川遊びや海水浴、虫取りやどろんどろん遊びなど、自然の中で存分に遊び、たつぷりと学ぶことができる環境にあります。子どもも大人も自然と共に遊ぶことで、生きものすみかや遊びの知恵を学ぶことができます。しかし、社会情勢や生活様式の変化によって自然とふれあう機会は着実に比べるとずいぶん減り、自然を身近に感じる機会が少なくなっています。

生物多様性に支えられる、 私たちの未来

高知のすべての自然や命を、私たちの手で責任を持って未来へ

「便利に、快適に、安全に」を追い求めてきた近代化の波の中で、高知県内でも鷹山漁村からまちへ人口の比重は移りつづけ、結果として、人々が自然と関わる機会が圧倒的に少なくなってきました。

私たちの生活がいかに生物多様性に依存し、影響を及ぼしているのかがわかり始めたいま、私たちは自然への理解を深め、生物多様性を保全・再生していく取り組みをはじめなければなりません。

それには、県民、事業者、教育・研究機関、NPO 等民間団体、行政などがそれぞれ協働・連携することが必要です。

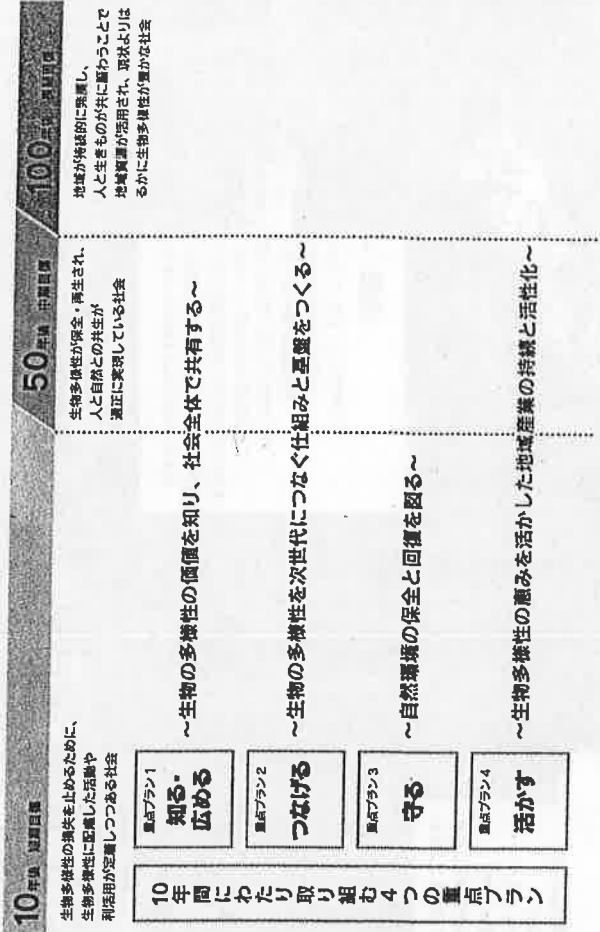
「生物多様性こうち戦略」は山・川・里・海・まちの健全なつながりや生態系のネットワークを重視し、100 年先も地域が持続的に発展していくことを目指して取り組みを進めるため、基本理念を以下のように掲げます。

基本理念 ふるさとでのいのちをつなぐ ～豊かな生きものの恵みを受けて美しく楽しくずっと暮らそう高知県～

そして、50 年先、100 年先の未来をみつめながら、今後10年間の取り組みを4つのプランにまとめました。



生物多様性を
守っていくために



10 年間にわたり取り組む 4 つの重点プラン

行動計画と将来イメージ

4つの重点プランをもとに、12の取り組みとその具体的な行動計画を定めました。
山から海へと流域が関連し合い、
里やまちなどエリアごとに自然と暮らしが一体となる姿を将来のイメージとします。

重点プラン 1

知る・広める

～生物の多様性の価値を知り、社会全体で共有する～

- 取組 1** 生物多様性の価値の普及と啓蒙を図るために、活動の事例紹介やイベント等の情報を活用するとともに、生物多様性保全をすすめるための人材を育成します。
- 取組 2** 学校内外での環境教育の充実や指導者の育成、地域の自然や歴史、文化を教育の場を活用するなど地域の生物多様性から学ぶ教育を推進します。
- 取組 3** 地域の魅力を活かした自然公園の整備を進めるとともに、自然体験型のイベントや観光を推進し、身近な自然とふれあえる場の整備と五感で感じる機会を提供します。

重点プラン 2

つなげる

～生物の多様性を次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる～

- 取組 1** 野生動物の生態・生育環境、絶滅危惧種の調査の実施など生物多様性の調査と研究を進めていきます。
- 取組 2** 中山間地域のコミュニティの維持と再生に取り組みほか、自然体験活動の人的育成などにより生物多様性保全・回復のための体制を強化します。

重点プラン 3

守る

～自然環境の保全と回復を図る～

- 取組 1** 山・川・湖・海・まちにおける環境や生きものなど生物多様性を確保していくための事業を策定し、すくなく自然環境の保全・管理を進めます。
- 取組 2** 希少野生動物の不当な採捕の防止や保護区等の設置などにより、希少野生動物等を保護していきます。

取組 3

特定周縁の団体数管理と外来生物対策の推進を図るため、有産物等の個体数管理や鳥獣駆除の対策を育成、特定外来生物等の駆除などに取り組みます。

取組 4

文化環境評価システムの活用や環境アセスメントの実施など生物多様性に配慮した公共工事に取り組みます。

取組 5

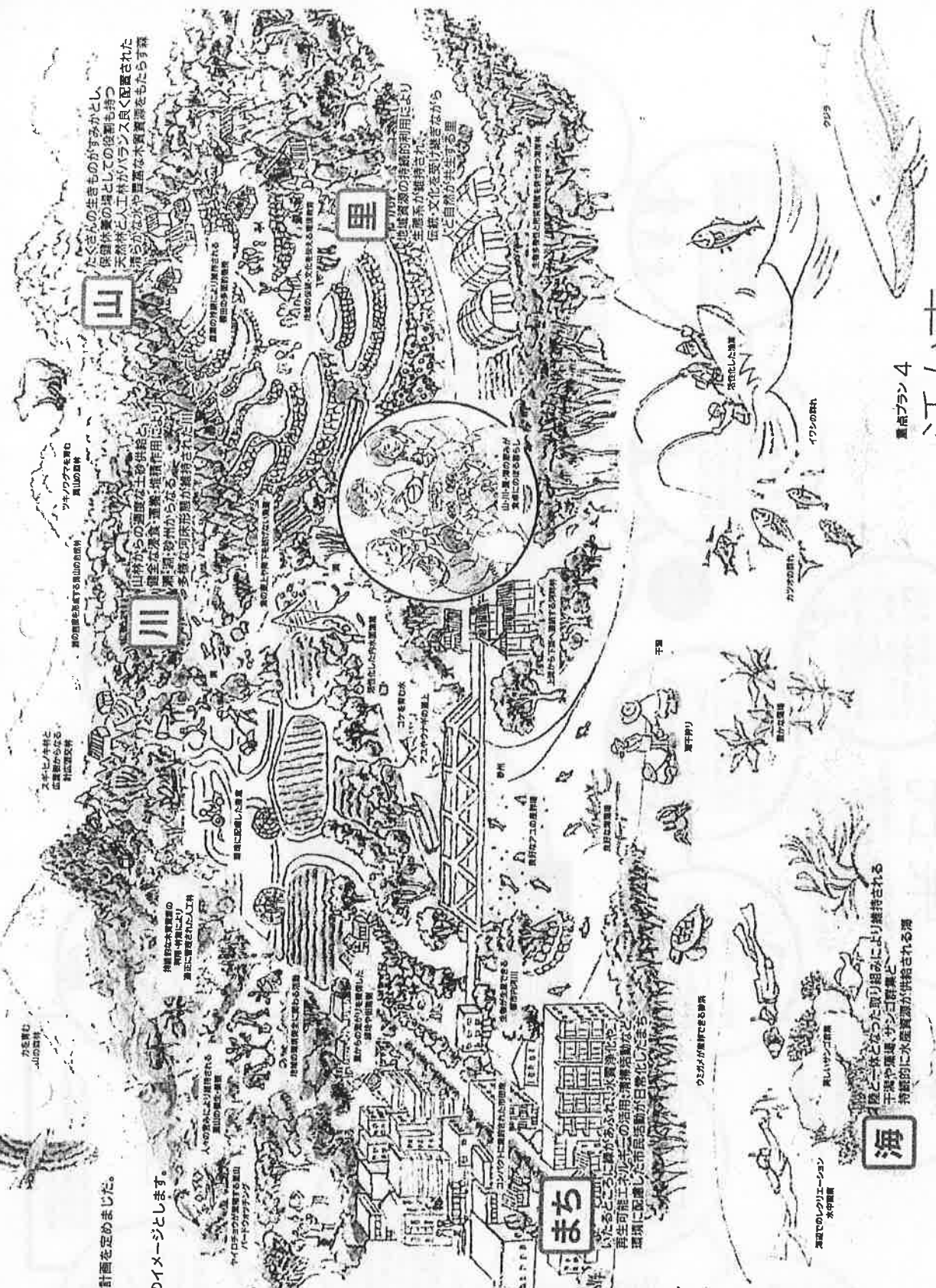
太陽光や小水力、風力、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの普及に努め、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向け取り組みます。

取組 1

生物多様性に立脚した地域資源の活用を進めるため、高知県の食文化や和紙、瀬戸などの伝統産業の維持と振興、生物多様性に配慮した一次産品や加工品の利用を促します。

取組 2

農林漁業の担い手育成や地域産品のブランド化、生物多様性に配慮した環境整備や新設備・技術の研究を行い、生物多様性と密接な関係をもつ一次産品を強化します。



重点プラン 4

活かす

～生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化～

取組 1

生物多様性に立脚した地域資源の活用を進めるため、高知県の食文化や和紙、瀬戸などの伝統産業の維持と振興、生物多様性に配慮した一次産品や加工品の利用を促します。

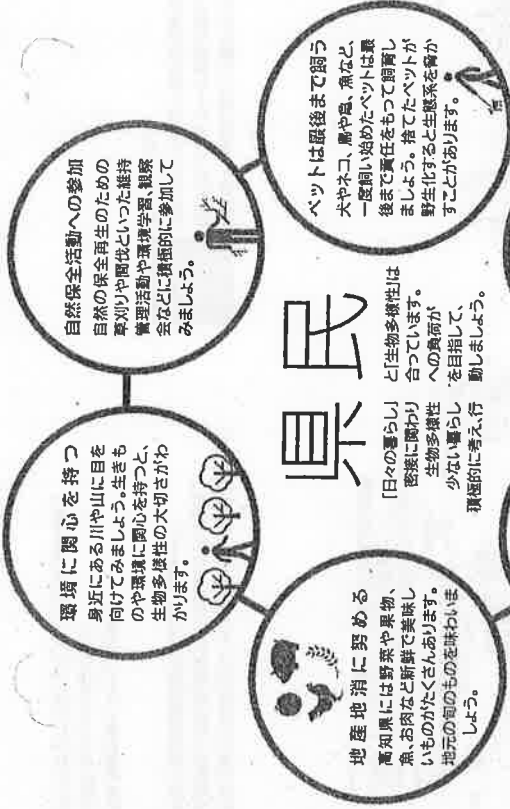
取組 2

農林漁業の担い手育成や地域産品のブランド化、生物多様性に配慮した環境整備や新設備・技術の研究を行い、生物多様性と密接な関係をもつ一次産品を強化します。

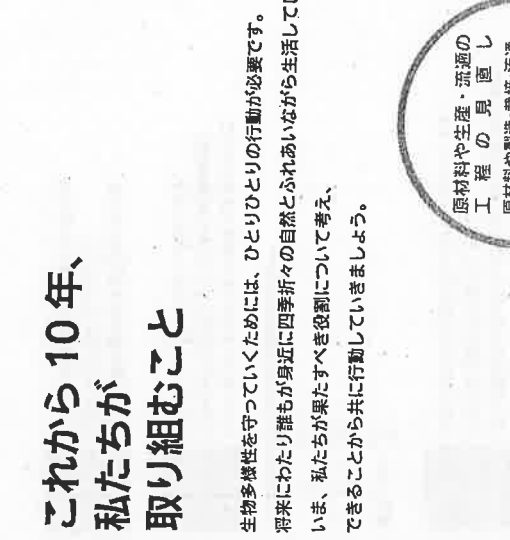
これから10年、 私たちが 取り組むこと

生物多様性を守っていくためには、ひとりひとりの行動が必要です。
将来にわたり誰もが身近に四季折々の自然とふれあいが生かされていくように、
いま、私たちが果たすべき役割について考え、
できることから共に行動していきましょう。

県民



事業者



教育研究 機関



高知県



NPO等 民間団体



市町村



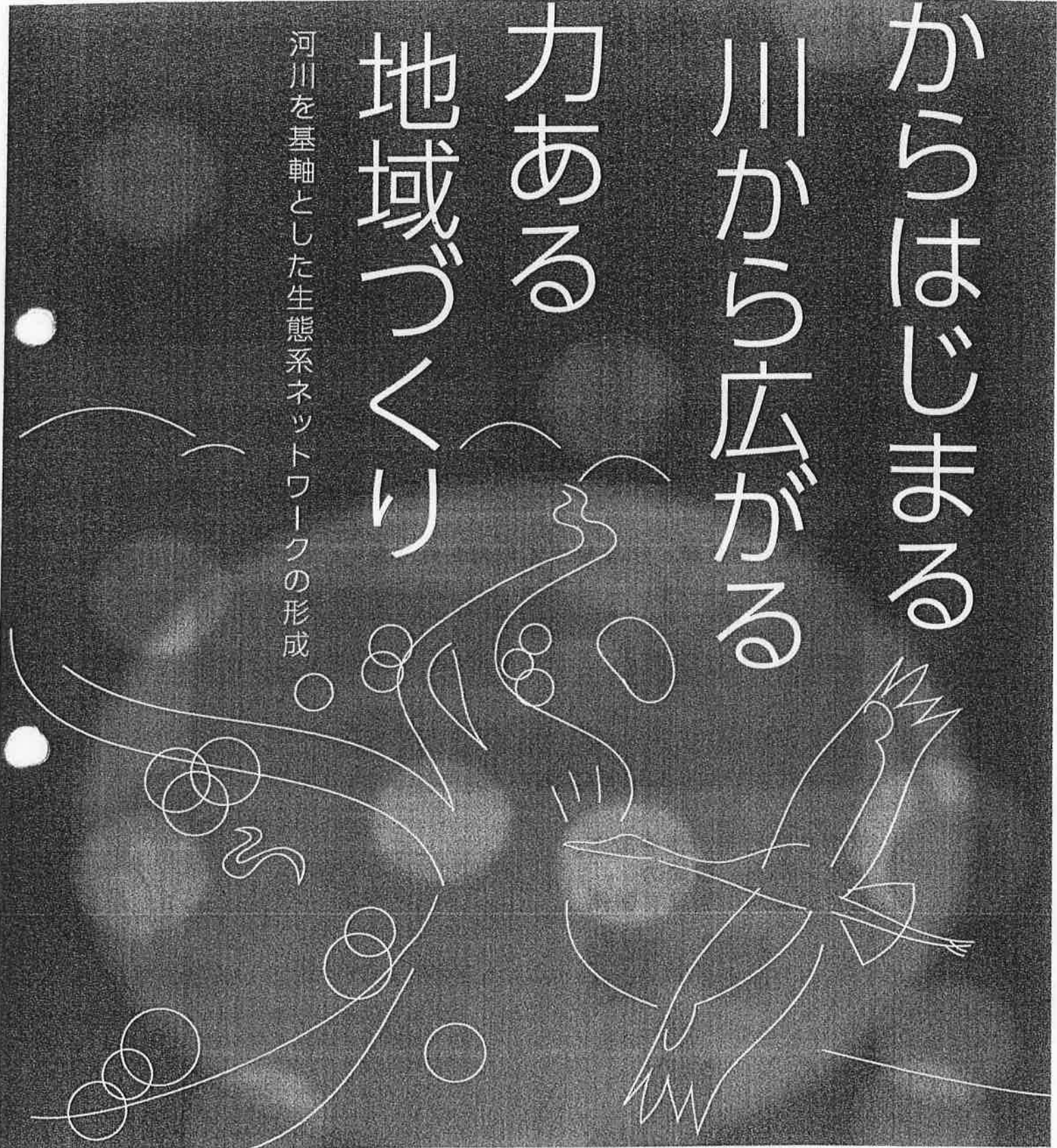
川からはじまる

川から広がる

魅力ある

地域づくり

河川を基軸とした生態系ネットワークの形成



川の姿の変遷と 河川法の改正

かつての川

川は豊かな自然環境を有する空間だった



人と生きものが
共生する場
としての川

〔出石川（兵庫県）〕

©富士光芸社

子どもの遊び場
としての川



〔川内川（鹿児島県）〕

良好な
水辺が
失われた川

高度成長期、川はかつての姿を失った



三面張り
となった川

〔神田川（東京都）〕

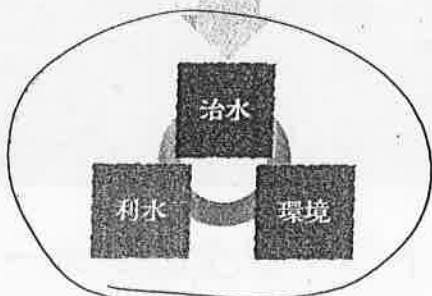
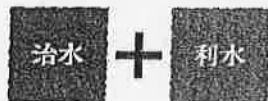


生活排水などによる水環境の
悪化

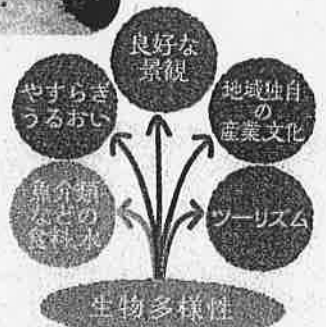
〔多摩川（東京都）〕

良好な
河川環境の
整備と保全

平成9年に河川法を改正。
治水・利水・環境の
総合的な河川制度を整備



生態系ネットワーク



生物多様性は
魅力・活力ある
地域づくりの基盤

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす様々な恵み（生態系サービス）に支えられています。川の生物多様性がもたらす恵みとしては、おいしい魚介類やきれいな水、釣り・川遊びを通じて得られるやすらぎ・うるおいなどが挙げられます。また、よしの生産や鵜飼いのように、魅力と活力のある地域づくりに欠かせない地域独自の産業や文化も、川から生み出されてきました。

多自然川づくり

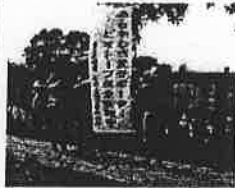
河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本としています。

これまでの 主な取組

- 1 流れのない場所を好む動植物の生息・生育環境を守るために
旧流路や河跡湖を保全



三ツ又沼ビオトープ
(埼玉県上尾市ほか)



NPOや学校、企業との
パートナーシップによる
河川環境の保全管理

- 2 小石や砂の河原に生息・生育する鳥類や植物などを守るために
砂礫河原を再生



北上川 (岩手県北上市)



NPOや学校と連携して
観察会を開催

- 3 瀬や淵を維持するために
蛇行部を保全

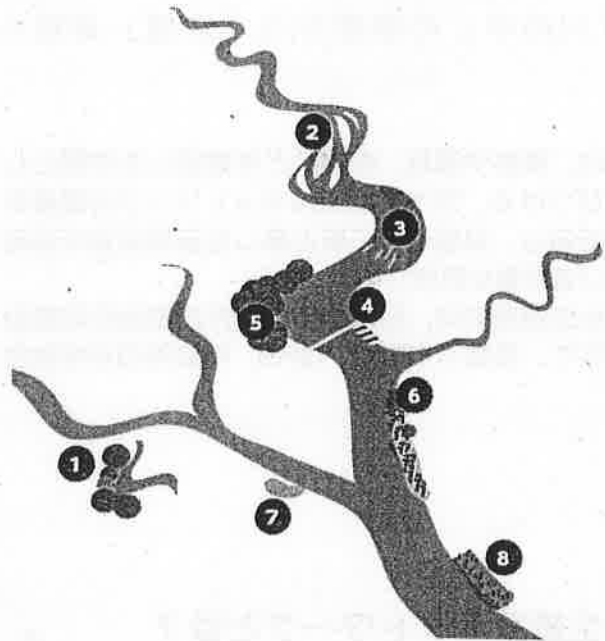


境川 (神奈川県)

- 4 様々な魚が川を移動できるように
魚道を設置・改良



仁淀川 (高知県)



- 5 良好な河岸や河畔林を
保全するために
片側のみを拡幅



黒川 (栃木県)

- 6 陸域と水域の両方を必要とする
生物を守るために
自然な水際を創出



いたち川 (神奈川県)

- 7 魚の産卵・成長や
洪水時の逃げ場所を守るために
ワンドを保全・再生



江戸川

- 8 多様な生物が生息可能な
水深の浅い水辺を確保するために
川の中の湿地を再生



円山川 (兵庫県豊岡市)

コウノトリ写真: 豊岡市

河川を基軸とした生態系ネットワーク

「川の中」の事業から「流域」連携へ

川は、森林や農地、都市などを連続した空間として結びつける、国土の生態系ネットワークの重要な基軸であり、流域の中にまとまった自然環境を保持している貴重な空間です。

国土交通省では、長年にわたる河川整備の取組みを通じて、流域の市町村、NPO、学校等の多様な主

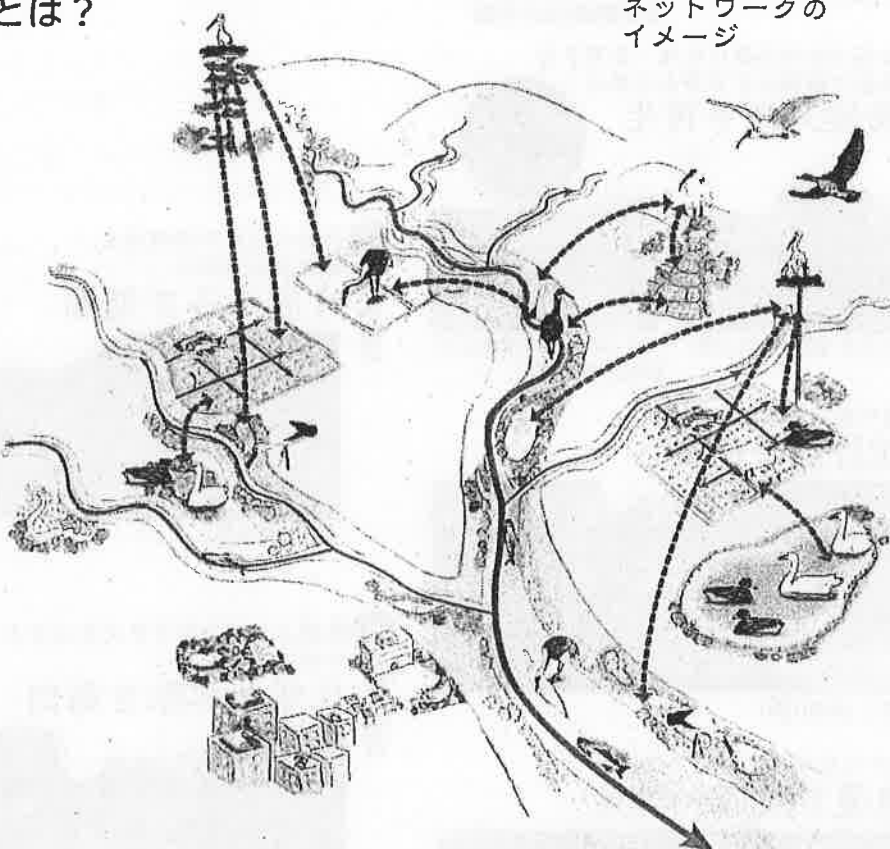
体とのつながりを築いてきており、このつながりを生かして、川の中を主とした「多自然川づくり」から流域の「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」へと視点を拡大し、流域の農地や緑地等における施策とも連携しながら魅力的で活力ある流域づくりを支援しています。

生態系ネットワークとは？

生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組みです。ネットワークには地理的に連続している場合の他、渡り鳥の飛来地のように地理的に連続していない場合も含まれます。

生態系ネットワークの形成により、生物多様性の確保を図り、人と自然とのふれあいの場を提供することで、地域に社会面・経済面において様々な効果をもたらすことが期待されます。

生態系ネットワークのイメージ



『指標種』となる 生きものを選ぶ

生態系ネットワークの形成に向けて様々な主体との連携を進める上では、地域の生態系の状況を表す特徴的な生きものを『指標種』として選定することが効果的です。

河川を基軸に流域全体を視野に入れた取組みでは、対象となる範囲の広がりや地域の特性に応じた2つのポイントに着目して指標種を選定することで、取組みの道筋や目指すべきゴールが関係者で共有しやすくなります。

生態系の 広域的なつながり を示す指標種

河川の流域から地方圏域、全国そして世界へと広域的に移動する鳥は、生態系ネットワークの連結性を示す良いシンボルになります。また、その中でも大型鳥類はよく目立ち、多くの人々に対して取組みの効果を実感してもらいやすい生きものと言えます。

例)
ハクチョウ類、ガン類、ツル類、コウノトリ、トキ等の大型水鳥

ハクチョウ類

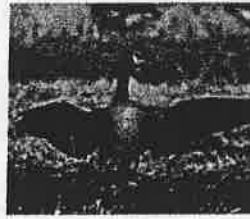


オオハクチョウ



コハクチョウ

ガン類



マガン



ヒシクイ



シジウカラガン

ツル類



ナベツル



マナツル



ダンチョウ

コウノトリ・トキ



コウノトリ



トキ

流域における 生態系のつながりや 地域性を示す指標種

河川の上・中・下流や支川・水路・水田・池沼等の流域内の様々な水域のつながりや面的な広がりが、その生息域を支えている魚類や昆虫等がいます。これらの中には、地域の固有性や希少性、歴史・文化・生活とのかかわりなどが顕著な生きものもあり、地域における取組みの良いシンボルとなります。

例)
イタセンパラ、ハリヨ、サケ、モクズガニ、ナゴヤサナエ等の水生動物類



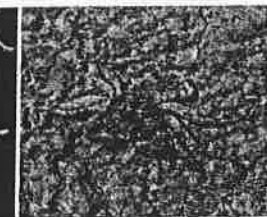
イタセンパラ



ハリヨ



サケ



モクズガニ



ナゴヤサナエ

写真(コウノトリ以外)：(公財)日本生態系協会

生態系ネットワークを 形成することで

地域の魅力と活力が生まれる

奥山の森の
保全・再生
豊かな川や海を
育むもとなる

流域の多様な主体が連携して生態系ネットワーク形成に向けた取組みを行うことで、地域の自然環境が豊かになるだけでなく、様々な地域振興や経済活性化の効果が期待されます。



* 冬期湛水

稲作が行われない冬期に田んぼに水を張り、カエル類の産卵場やガン・カモ・ハクチョウ類の休息場所の確保、雑草の繁茂を抑制する取組みのこと。

* 江（え）

田んぼの脇などに深みを作り、田んぼの水がなくなった時にも生きものが逃げこめるようにした場所のこと。

**美しい
里山空間の再生**
美しい新緑や紅葉の復活
日本の風景の継承
訪ね者の豊創

砂礫河原の再生

魚道の設置

里山林の保全
コウノトリやトキの
営巣環境となる

水田

自然豊かな
遊水地の整備

遊水地

有機・減農薬による
農作物の栽培
農地の生物多様性の向上

大型水鳥類を
活かした
エコツーリズム
の促進

観光客の増加による
収益の向上

良好な池沼の保全
ガン類やハクチョウ類が
夜に集団で休憩する場所

池沼

湿地の再生

湿地

自然体験や
環境学習の
機会提供

学校や企業等の
水辺利用が活性化
するさへへの語りや
愛着の醸成

全国の 主な取組み

河川を基軸とした生態系ネットワーク

様々な方々の参加・協力を得て全国各地で河川を基軸とした生態系ネットワークに関する協議会が設立されています。協議会は主に流域の農家・NPO・企業・自治体などで構成されており、各参加者が生物多様性の重要性について共通の認識をもち、取組みのシンボルとなる指標種や取組みの目標を定め、互いに連携しながら継続的な活動を進めています。



コウノトリ、ふたたび全国の空へ そして世界へ

- 生態系ネットワーク推進のシンボル -

かつて、日本各地で見られたコウノトリは、生息環境の悪化などによって数を減らし、1971年に日本の空から姿を消しました。最後の生息地であった兵庫県豊岡市で、兵庫県と豊岡市を中心に1965年から人工飼育と野外の生息環境保全の取組みが進められ、2005年には野生復帰に向けた初の放鳥が行われました。その後、千葉県野田市や福井県越前市、韓国でも同様の取組みが始まるなど、コウノトリ野生復帰の取組みの輪は、全国へ、そして世界へと広がっています。

● コウノトリってどんな鳥？

- 【体 長】 約100～110 cm
(両翼を広げると約200～220 cm)
- 【体 重】 4～5 kg
- 【分 布】 ロシア極東地方や中国東北部等を主な繁殖地とし、中国の長江中流域、韓国、台湾、日本に渡って越冬します。現在では、極東地方に2000羽あまりしか生息していません。
- 【生息環境】 主に内陸の湿地(湿原、湖沼、河川、水田、遊水地など)
- 【行動範囲】 概ね巣の場所を中心とした半径2 kmの範囲
- 【ねぐら】 高木など
- 【食 性】 肉食性で、ドジョウ、フナなどの魚類をはじめ、ヘビ、カエル、バッタなどの多様な動物を採食します。飼育下では、1羽が1日あたり約500gの餌を食べます。



ロシア

① 千歳川流域
【タンチョウ】

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会
平成 28 年 9 月～

② 荒川流域・利根川流域
【コウノトリ・トキ】

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会
平成 26 年 2 月～

③ 九頭竜川流域
【コウノトリ等】

福井県流域環境ネットワーク協議会
平成 27 年 10 月～

④ 木曾三川流域
【イタセンバラ等】

木曾三川流域生態系ネットワーク推進協議会
平成 27 年 1 月～

凡例

現況

潜在

指標種



タンチョウ



ガン類・ハクチョウ類



トキ



コウノトリ



ナベヅル・マナヅル

⑤ 円山川流域
【コウノトリ】

コウノトリ野生復帰推進連絡協議会
平成 15 年 7 月～
円山川水系自然再生推進委員会
平成 17 年 9 月～

⑥ 斐伊川流域
【大型水鳥 5 種】

斐伊川水系 生態系ネットワークによる
大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会
平成 27 年 4 月～

⑦ 四万十流域
【ツル】

四万十つるの里づくりの会
平成 18 年 3 月～

多様な主体が連携して生態系ネットワーク形成を進めるためには、地域の総合行政を担う首長が果たす役割が非常に大きいことから、全国 21 市町の首長からなる「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」が発足し、全国の首長が互いの情報を共有し、その輪を広げていく取組みが始まっています。

※21 市町:長沼町、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、川島町、我孫子市、東庄町、いすみ市、越前市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、出水市

円山川流域 (兵庫県豊岡市)

コウノトリと人が共生する環境の再生を目指して

かつてコウノトリは日本各地で見られる鳥でしたが、生息環境の悪化により数を減らし、1971年に日本の空から姿を消しました。国内最後の生息地であった兵庫県豊岡市では、「コウノトリ野生復帰推進連絡協議会」を通じて多様な主体が連携し、コウノトリの野生復帰に向けた取組みを進めています。

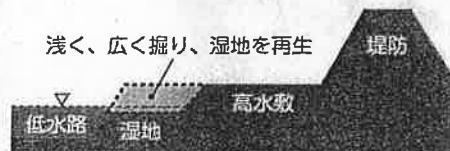
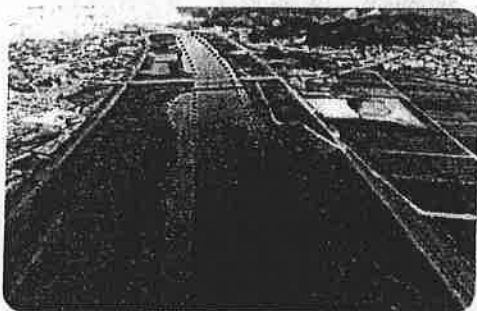
例えば、県と市が連携して飼育下での保護増殖や放鳥を実施しているほか、「コウノトリ育む農法」とよばれる無農薬・減農薬農法の普及に努めています。また、近畿地方整備局豊岡河川国道事務所では、コウノトリの採食地として活用される湿地の再生を行うなど、地域の取組みとも連携して河川を基軸とする生態系ネットワークの形成を進めています。



水田で採餌するコウノトリ。今では90羽を越える個体が野外で暮らしている。



堤外地の休耕田約15haで地域と連携して大規模湿地を再生(写真上)。再生した湿地で環境学習(写真右)



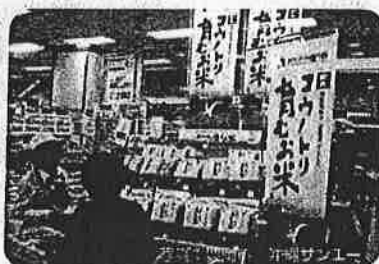
高水敷を浅く、広く掘削することにより、治水安全度の向上とあわせて、水生生物が豊富でコウノトリの採食地ともなる湿地を再生



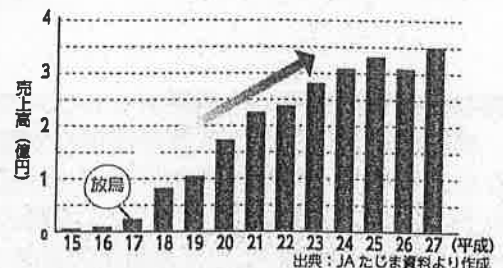
関係者が連携して、河川～水路～水田の連続性を確保し、生物の多様性を育てている



コウノトリにあやかった関連商品も続々登場



「コウノトリ育むお米」は、コウノトリのように世界へ羽ばたこうとしている



「コウノトリ育むお米」の売上高の推移
放鳥開始から10年間で、2,200万円から3億5,000万円に増加

荒川・利根川流域等 (関東地域 30 市町村)

コウノトリ・トキを再び - 関東地域 30 自治体の広域連携 -

関東地域では、かつてコウノトリやトキなどが生息する豊かな生物多様性を有する水辺が形成されてきました。関東地方整備局では、関係自治体、市民団体、学識経験者等で構成する「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を設立し、コウノトリ・トキを指標として、治水対策と併せた河川環境の再生や無農薬農法等の推進による生物多様性の確保等、流域レベルでの生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。

また、減農薬・減化学肥料等による米のブランド化などを通じて地域の魅力を高める取組みも進められているほか、2015 年には千葉県野田市において関東初となるコウノトリの試験放鳥が実施されました。



河川と流域環境の保全再生



治水対策と併せた河川環境の再生



河川と流域をつなぎ生態系ネットワークの形成

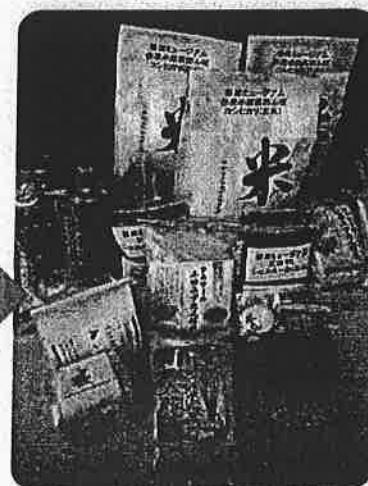


無農薬農法等の推進による生物多様性の確保

生態系サービスを活用した地域振興



水田で採食するコウノトリ



農産物のブランド化による地域振興や食育、環境教育推進

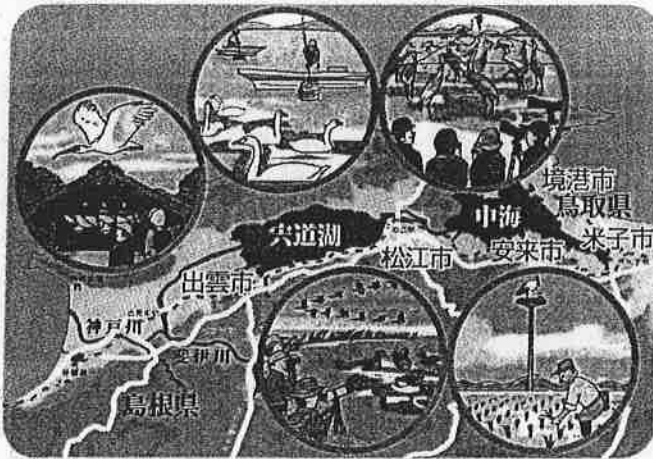
斐伊川流域 (鳥根県出雲市など5市2県)

神話の國に大型水鳥5種が舞う

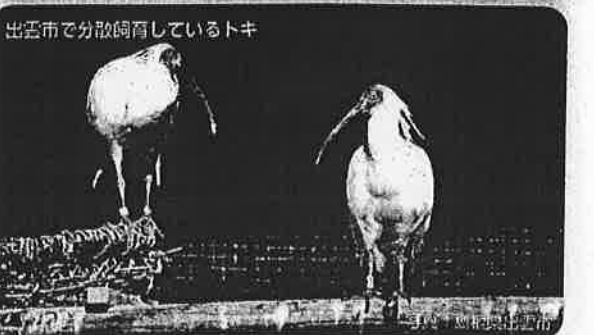
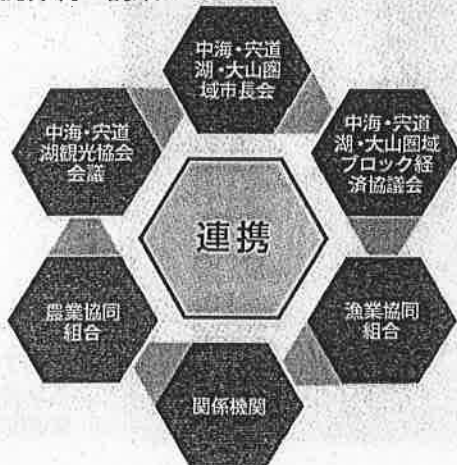
斐伊川流域は、ラムサール条約登録湿地の宍道湖・中海など、良好な水辺環境に恵まれ、我が国を代表する大型水鳥であるガン類・ハクチョウ類・ツル類・コウノトリ・トキが揃って生息するポテンシャルを持つ地域です。

中国地方整備局出雲河川事務所では、このような地域の魅力に注目し、流域5市2県、農業・漁業・観光業、銀行、新聞社、NPO、学識者、関係省庁等の広範な関係者からなる「斐伊川水系生態系ネットワークによる大型水鳥類と共に生きる流域づくり検討協議会」を設置し、大型水鳥類が生息しやすい環境づくりと観光や農業振興による地域活性化を目指した取組みを始めています。

大型水鳥類がくらしやすい流域づくりの推進



連携体制の構築



千歳川流域 (北海道長沼町)

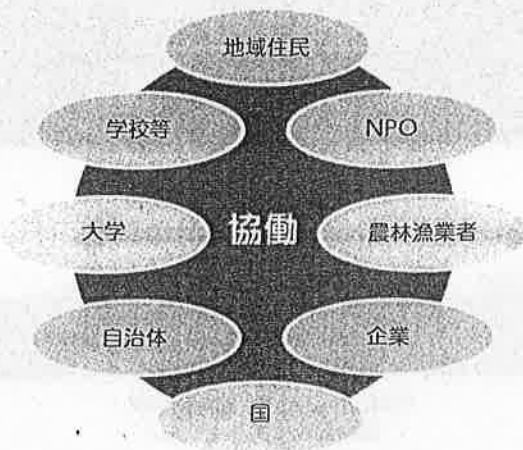
舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す

現在、道東の限られた地域に集中して生息しているタンチョウですが、道央の長沼町も、かつては大小多数の湿地や沼地を有し、「舞鶴」という地名も残っているように、タンチョウやマナヅル等のツル生息地となっていました。

千歳川の治水対策として整備された舞鶴遊水地へのタンチョウ飛来、住民組織の設立を契機に、舞鶴遊水地を軸としたタンチョウも住めるまちづくりを検討するため、北海道開発局札幌開発建設部と長沼町が連携して、地域の多様な主体が参画する「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」を平成 28 年に設立し、タンチョウの生息環境構築を含め魅力ある地域づくりに向けた取組みを始めています。



取組みを
成功させるための
ポイント 1



●多様な主体との連携体制の構築

コウノトリをはじめとする大型の水鳥類など取組みのシンボルとなる生物が再び定着するなど、地域の生物多様性を保全・再生するためには、水田で生物多様性に配慮した農法に取組んだり、樹林や池沼を保全・再生したりと、流域における取組みが必要となります。流域全体のネットワーク化を進めるためには、河川管理者だけではなく自治体、農林漁業者、NPO、学校や企業など流域内の多様な主体の連携が重要です。

生態系ネットワークの形成に取り組んでいる多くの地域では、流域の多様な主体からなる協議会を設け、様々な調整や合意形成を図っています。例えば、企業との連携は、資材や労力の面での支援、経済的価値が生まれるアイデアの提供、企業にとっては地域貢献活動の機会にもなります。生きもの観察会や外来種対策への地域の子どもの参加は、再生された環境の維持管理となり、また、生まれ育った地域への誇りや愛着をもつ子供の育成につながる効果も期待できます。

木曾三川流域 (岐阜県)

氾濫原・湧水帯の生きものとの共生



氾濫原生態系ネットワークの指標種：イタセンパラ



湧水帯の指標種：ハリヨ

木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）が流れる濃尾平野では、かつての豊かであった生物多様性を取り戻そうと、NPO などによってイタセンパラ・ハリヨといった淡水生物等の保全活動が流域で盛んに行われてきました。

中部地方整備局木曾川上流河川事務所では、有識者や NPO、自治体、企業などの多様な主体とともに「木曾三川流域生態系ネットワーク推進協議会」を設立し、“様々な生きものとの共生できる安全・安心な地域づくりや、生きものも育む農業を通じた地域の魅力向上”を共通目標として、河川内のワンド整備、堤内地でのビオトープや水田魚道の整備、生物多様性保全米の販売、民間企業や地元小中学校等による普及啓発活動等の取組みを進めています。



木曾三川流域生態系ネットワークが目指す将来像イメージ



水田・水路間の魚類の移動を目指して設置された水田魚道



田圃地帯でのイタセンパラの再生を見据えたブランド米の取組み

九頭竜川流域 (福井県)

コウノトリなど水辺の生き物との共生

平成 27 年 10 月、福井県越前市において、この地で 50 年ぶりに生まれたコウノトリが放鳥されました。昭和 45 年にこの地域で保護されたくちばしの折れたコウノトリ「コウちゃん」を兵庫県に託した際の「必ず空に帰す」という約束が果たされた瞬間でした。翌年 9 月に 2 回目の放鳥が実施され、累計 4 羽が福井の地から野生復帰を果たしています。

九頭竜川流域では、人と水辺の生きものとの共生できる持続可能な地域づくりを進めるため「福井県流域環境ネットワーク協議会」を設立し、近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井県、関係市町、学識者が連携して、治水対策と合わせてコウノトリの採食地となる湿地の再生を図るなど、自然再生に取り組んでいます。



コウノトリの放鳥 (H28.9.25 越前市)



日野川水防災・湿地創出事業
湿地創出のイメージ図

四万十川流域 (高知県四万十市)

ツルの里づくりで地域の活性化に貢献

古くからツルが飛来していた四万十川流域は、平成13～14年度にツルの西日本越冬地分散化が検討された当時には有力な候補地の一つでした。しかし、その後の調査の結果、今では良好な越冬環境ではなくなっていることがわかりました。

そこで、四国地方整備局中村河川国道事務所では「四万十川自然再生事業～ツルの里づくり～」として湿地再生等によるツルの越冬環境の創出を進めてきたほか、流域では、NPOや地域が連携して「四万十つるの里づくりの会」を設立し、休耕田におけるツルのねぐら・えさ場づくりや子供たちの環境学習会を行っています。

これら取組みの結果、ここ数年は毎年のようにツルの飛来があり、越冬する年も見られるようになっていきます。

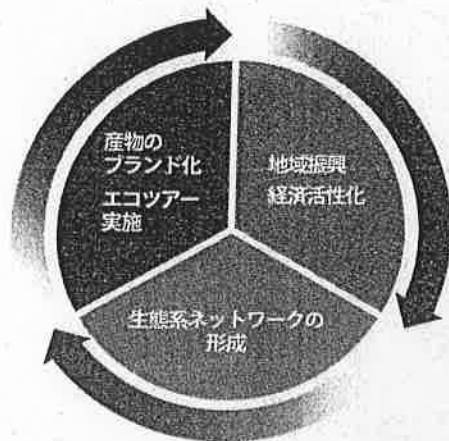


河川内に整備した人工湿地で2羽のマナヅルが越冬



地元の子供たちによるモミまき体験 (採食地づくり)

取組みを
成功させるための
ポイント2



● 経済的な価値が生まれるような工夫

生態系ネットワーク形成の取組みを持続的かつ効果的に進めるためには、経済的な価値が生まれるような工夫が重要です。全国では、指標種となる生きものの生息に配慮した農法で生産した農産物の販売や、エコツーリズムによる観光の促進につなげる展開が各地で始まっています。

生態系ネットワークの形成に向けた取組みが地域の振興や経済の活性化につながり、地域内の生態系ネットワークの形成がますます拡大していくという好循環が見られる例もあります。

このように生態系ネットワーク形成の取組みを上手く経済の活性化につなげていくためには、行政関係者の他にも、農業、観光、商工等の多様な分野を含めた連携が重要となります。

四川十万只

丹顶鹤越冬



四川丹顶鹤越冬地，位于四川省泸州市叙永县境内，地处川滇黔三省结合部，是丹顶鹤在四川越冬的主要场所。每年冬季，约有十万只丹顶鹤从北方迁徙至此越冬。这里水草丰茂，环境幽静，是丹顶鹤理想的栖息地。近年来，随着生态环境的改善，丹顶鹤的越冬种群数量逐年增加，已成为四川生态旅游的一大亮点。

丹顶鹤，又名仙鹤，是我国特有的珍稀鸟类，被列为国家一级保护动物。它们体态优雅，飞行姿态优美，深受人们喜爱。在越冬期间，丹顶鹤会聚集在叙永县的几个自然保护区，如叙永县丹顶鹤自然保护区等。游客可以近距离观赏到丹顶鹤的越冬生活，感受大自然的和谐之美。

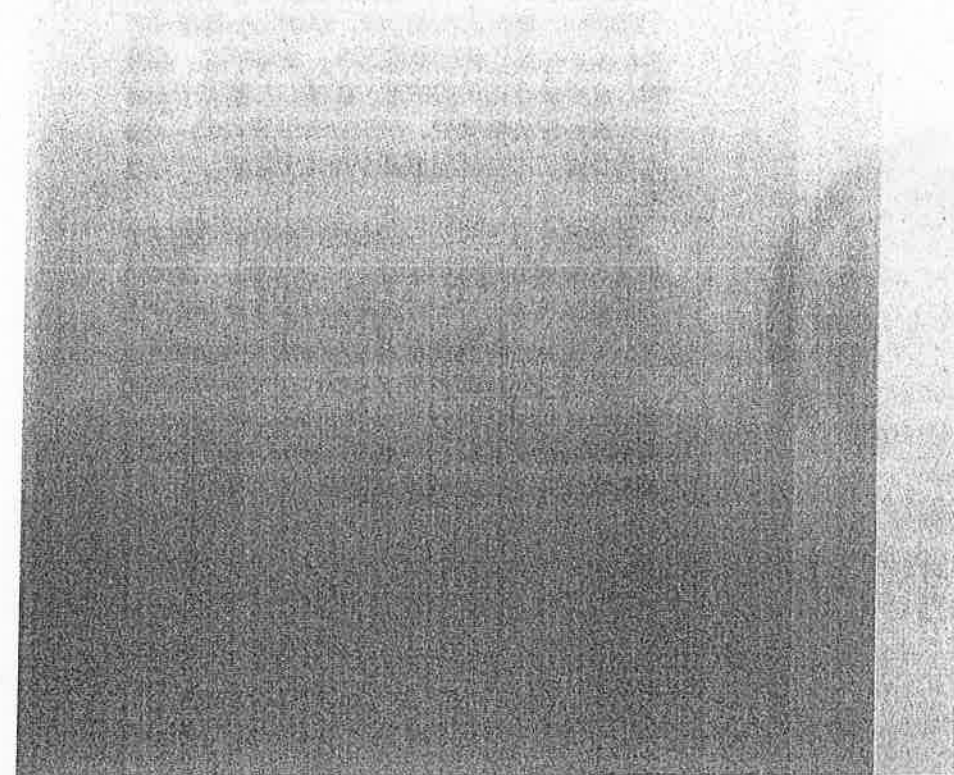
为了保护丹顶鹤的越冬地，当地政府和相关机构采取了一系列措施，包括加强保护区建设、开展科普宣传、规范旅游活动等。通过这些努力，丹顶鹤的越冬环境得到了有效保护，种群数量得以稳定增长。未来，我们将继续加大保护力度，让丹顶鹤在四川越冬地繁衍生息，为保护生物多样性做出更大贡献。

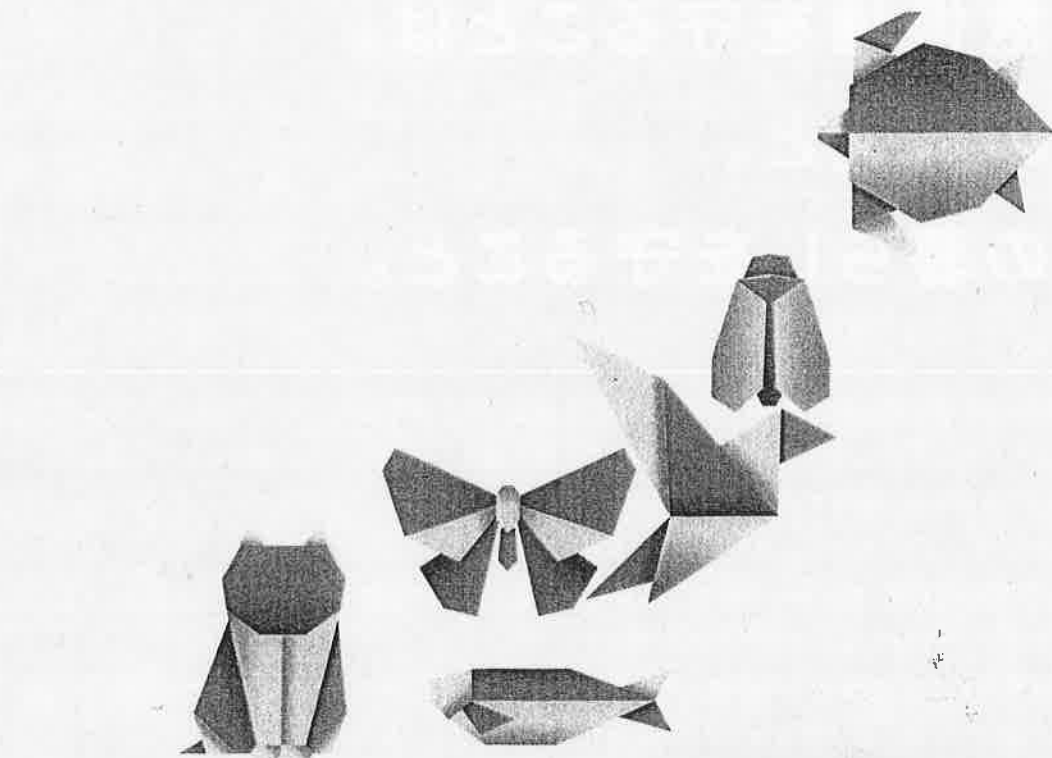


丹顶鹤在四川越冬地越冬

四川丹顶鹤越冬地

叙永县丹顶鹤自然保护区





日本の **まもろう**
生きものたち
私たちにできること

絶滅危惧種を守ることは、 生命の歴史と、 私達の暮らしを守ること。

日本には、世界的にみても豊かな自然が残されていることを知っていますか？

現在、国内には未だ知られていない生物も含めて約30万種を超える生物がいると考えられています。

南北に長い国土、海岸から山岳までの大きな標高差、

大小数千の島嶼を有することなどにより、日本独特の豊かな自然がつくられてきました。

ほ乳類の4割、爬虫類の6割、両生類の8割が日本にしか生息していない固有種です。

そんな日本で今、多くの生物たちが絶滅の危機に瀕しています。

生物を絶滅から守ることは、生命の長い歴史を守る重要なことです。

しかし、実はそれだけでなく、私達の暮らしを守ることにもつながっているのです。

種は、 生命の長い 歴史の結晶

人間を含むすべての生物は地球とともに長い時間をかけて、今のようになりまし。生物の種は生命の長い歴史の結晶であり、それ自体がかけがえのない価値を持っています。

多様な生物に 支えられる 私たちの暮らし

私たちの暮らしは、多様な種が関わりあいながら形成する自然の恵みに支えられています。複雑なバランスで成り立っている自然を守るためには、一つ一つの種を絶滅から守っていくことが大切です。

絶滅危惧種は 地域の宝物

絶滅危惧種などの生物の中には、伝承や行事に登場したり、その土地の産業の中心となるなど、地域の文化と密接に結びついた種もあります。これらの象徴的な生物の保全は、地域のアイデンティティを見つめ直すことにつながります。

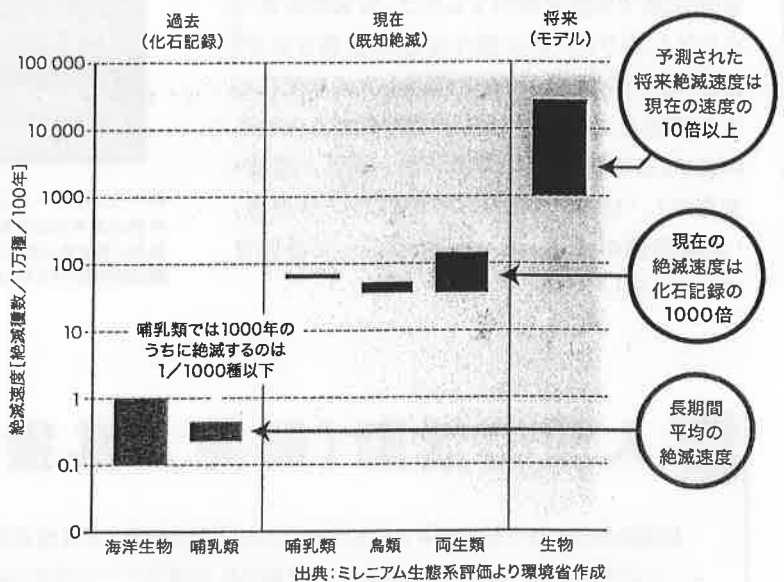
今、絶滅する生物が増えています。

過去100年で、地球上の種の絶滅速度が1000倍に。

生物の絶滅には様々な原因がありますが、その中でも大きいのが人間の影響です。

国連が2001年～2005年に実施したミレニアム生態系評価では、化石からその当時の絶滅のスピードを計算しており、100年間で1万種あたり0.1～1種が絶滅していたとしています。一方、ここ100年間で実際に絶滅した種数から計算した絶滅速度は1万種あたりおよそ100種であり、記録されていない生物を含めれば、1,000倍以上に上がっているとされています。

この100年で起こった顕著な変化といえば、人間活動の拡大です。生物の絶滅の原因の全てが「人間のせい」とはいえませんが、人間の活動が与える影響がいかに大きいのか、私達は自覚を持たなければなりません。



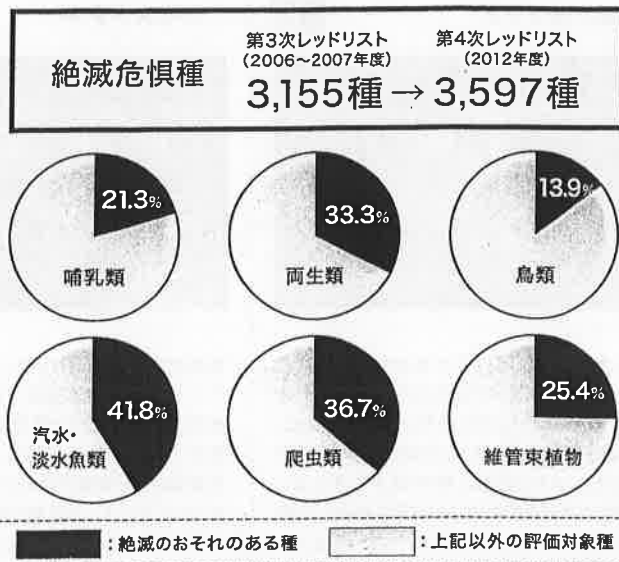
「レッドリスト」で絶滅危惧種が増えている。

環境省が、国内の野生生物について絶滅のおそれの評価した「レッドリスト」で、絶滅のおそれがあるとされた種が増えています。

絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類(CR)、EN)及び絶滅危惧II類(VU)の総数は、第3次リスト(2006年～2007年公表)では3155種でしたが、第4次リスト(2012年度公表)では3597種となり、422種増加しました。

評価対象の拡大といった事情はありますが、日本の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

汽水・淡水魚類の約4割、維管束植物の約4分の1など、絶滅のおそれがあるとされた種の割合が多い分類群もあります。



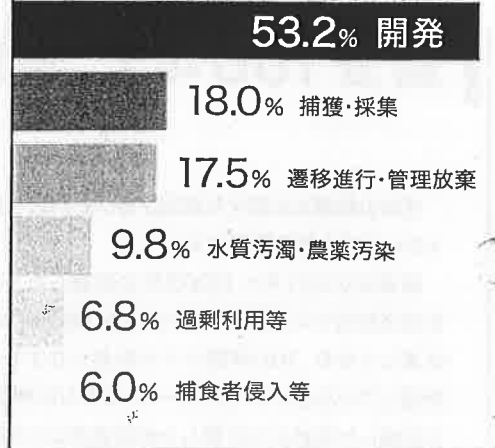
なぜ、絶滅危惧種が 増えているのでしょうか。

生物を絶滅の危機に追いやる原因には、様々なものがあります。なかでも開発による影響は大きく、絶滅危惧種の半数以上で減少要因となっています。その他、むやみな捕獲や採取、管理放棄で自然が荒れてしまう、外来種に食べられてしまう等、実に様々な原因があります。また、地球温暖化など地球環境の大きな変化の中で深刻な影響を受ける可能性のある生物もいます。ここでは、「人間の活動（開発／乱獲・盗掘等）」「自然への働きかけの縮小」「外来種」「地球環境の変化」の、4つに整理して原因を考えてみましょう。

絶滅危惧種の
代表的な減少要因

過去の開発が
もっとも
大きな要因と
なっている。

※グラフのデータは「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書（環境省2012年）より」



1 人間の活動（開発／乱獲・盗掘等）

絶滅危惧種の減少要因の中で最も大きいのは、人間の活動による直接的な影響です。これには森林の伐採や道路・河川の工事といった開発による生息・生育地の破壊や、商業目的、鑑賞目的での直接的な個体の捕獲、採取等が含まれます。

絶滅のおそれのある野生生物の種のうち、開発が減少要因となっている種は53%、捕獲や採取が減少要因となっている種は18%に上ります。

人間の活動により減少した生物

ニホンカワウソ

EX



ニホンカワウソは河川の中下流部・海岸部に生息し、主として魚や甲殻類を食べるイタチ科の哺乳類です。明治時代の毛皮を目的とした過度な捕獲、高度経済成長期の水質悪化や開発などにより、急速に数が減少しました。1979年の高知県須崎市での目撃を最後に記録が途絶えていたため、環境省第4次レッドリストでは絶滅したと判断されました。

ニホンウナギ

EN



環境省第4次レッドリストでは、新たにニホンウナギを絶滅危惧IB類(EN)に選定しました。食用目的での乱獲、開発等による生息環境の悪化、海洋環境の変動などにより、個体数の大幅な減少が確認されています。直ちに食べられなくなるということはありませんが、資源として管理しその保全を進めていくことが大切です。

レブンアツモリソウ

EN



レブンアツモリソウは日本では北海道礼文島にのみ分布するラン科の多年生草本です。元々生息地が限られるうえ、過去に大量の盗掘があり、現在では数十株しか確認されていません。希少な生物をむやみに採取することは、その生物を絶滅させてしまいかねません。

2 自然への働きかけの縮小

自然に対する人間の働きかけが少なくなることで、逆に失われてしまう生物がいます。水田やその周りの薪炭林、採草地、茅場などの里地里山は、人間の生活に必要な環境として人の手によって維持され、そのような環境に様々な生物が長い時間をかけて適応してきました。しかし、産業構造の変化などにより里地里山が管理されなくなることで、生息・生育に適した環境が失われています。

例えば、薪炭林の木を切らなくなると林が暗くなり、明るい環境を好む生物はすめなくなります。採草地が放棄されると林に移り変わっていき、草原を好む生物はすめなくなります。

また、近年、このような環境の変化に加え、狩猟者の減少などによりニホンジカの数が大幅に増加して、シカの食害で急速に数が減少している生物もいます。

自然への働きかけの縮小により減少した生物

キキョウ

VU



キキョウは山野の草地に生える多年草で、秋の七草としても親しまれてきました。しかし、家畜の飼料や茅葺き屋根の材料としての草地の需要が減ったことで、生育地である草地が人の手で維持されなくなり、各地で絶滅や減少が確認されています。

ツシマウラボシシジミ

VU



ツシマウラボシシジミは長崎県対馬にだけ生息する日本固有亜種の小型のチョウです。食草とするヌスビトハギなどが、シカによる採食によって大きく失われたことなどで、残された生息地はごくわずかとなりました。現在、日本で最も絶滅のおそれが高いチョウとなっています。

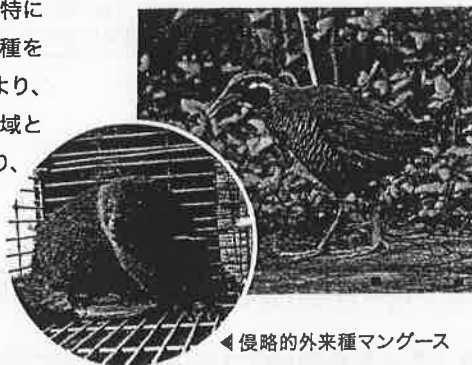
3 外来種

外来種とは、人間によって本来の生息・生育地から他の地域へ持ち込まれた生物のことです。外来種の中でも特に侵略性を持つ外来種（侵略的外来種）は日本の在来種を捕食することや、住みかや食べ物を奪うことなどにより、地域固有の生態系を脅かしています。特に、他の地域と海で隔てられた島には固有種が多く生息・生育しており、外来種の影響を強く受けます。

外来種により減少した生物

ヤンバルクイナ

CR



◀ 侵略的外来種 マングース

ヤンバルクイナは沖縄島北部のやんばる地域にのみ生息する飛べない鳥です。1981年の発見時の個体数は1,800羽程度と推定されていましたが、2005年には約700羽程度まで数を減らしてしまいました。その主な減少要因となっているのが、外来種であるマングースによる捕食です。マングースは約100年前に沖縄に持ち込まれました。その後、その生息範囲を拡大し、現在も沖縄の生態系に深刻な被害を及ぼしています。

4 地球環境の変化

地球温暖化などの地球環境の変化は、私たちの暮らしや生物の生息・生育環境に深刻な影響を与える可能性があります。北極の氷が溶けてホッキョクグマが生息できなくなることや、海水の温度が上がってサンゴが死滅してしまうおそれがあることは、わかりやすい例といえるでしょう。

日本では、2100年までに地球の平均気温が3~4℃上昇した場合、気候帯が年間4~5km北上するという報告があります。こうしたことにより、高山帯や寒冷な環境を好む生物にとって、生息・生育に適した地域が全国的に減少する可能性が指摘されています。

地球環境の変化により減少が懸念される生物

ライチョウ

EN



ライチョウは北アルプスや南アルプスなど日本の高山帯に生息する鳥です。今後、地球温暖化が進行すると生息に適した地域の標高が上がることが予測できます。このため、これ以上標高の高い場所に逃げ道のないライチョウは絶滅のおそれが高まる可能性があります。

希少種の保全施策について

～種の保存法の仕組み～

国内の希少種

国内の野生動植物については、レッドリストで絶滅のおそれが高いと評価された種を、対策が必要な種として国内希少野生動植物種に指定しています。2014年に国内希少野生動植物種は89種指定していましたが、2020年までに新たに300種を追加指定することを目指しています。

レッドリスト・レッドデータブックの作成



国内希少野生動植物種(208種) H29.1時点

個体等の

絶滅のおそれのある野生動植物を保全するためには、捕獲、採取など、個体に直接影響を与える行為を禁止することが効果的です。また、個体、器官、加工品について商業的な流通を規制することで、違法な捕獲等を抑制することにつながります。

捕獲等の禁止

国内希少野生動植物種の生きている個体については、捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)が原則として禁止されています。

譲渡等の禁止

国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の個体(生死は問わない)、器官、加工品については、販売・頒布目的の陳列・広告と譲渡等(あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等)が原則として禁止されています。

輸出入の禁止

国内希少野生動植物種については、輸出及び輸入が原則として禁止されています。また、国際希少野生動植物種等を輸出または輸入しようとする者は承認が義務づけられています。

生息地

絶滅のおそれのある野生動植物を保全するためには、生息・生育地を適切に保全していくことが必要です。生息・生育地の保全のためには、指定した土地の開発行為などを規制することが効果的な場合があります。

種の保存法では、国内希少野生動植物種のうち、必要があると認める場合は、その生息地を生息地等保護区に指定しています。生息地等保護区は、管理地区と監視地区に分けられ、それぞれの地区内では、開発行為などが規制されます。

現在、全国で9箇所、合計約885haの生息地等保護区を指定しています。

管理地区

産卵地、繁殖地、餌場等特に重要な区域について管理地区に指定されます。建築物等の新築、土地の形質変更、鉱物の採掘、水面の埋め立て、木竹の伐採等について、環境大臣の許可が必要です。

監視地区

建築物等の新築、土地の形質変更、鉱物の採掘、水面の埋め立て等について、あらかじめ環境大臣への届出が必要です。

保護地

国内希少野生動植物種のうち、その個体の繁殖の促進、生息・生育地の整備等の事業の推進をする必要があ

わが国では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」によって、国内外の絶滅のおそれのある野生動植物の種(希少種)を指定し、個体等の取扱いを規制しています。また、国内の希少種については、あわせて生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施などにより種の保存を図っています。

外国産の希少種

ワシントン条約附属書Iに掲載された種、二国間渡り鳥等保護条約・協定(米国、ロシア、オーストラリア)に基づく種(国内希少野生動植物種を除く)を、国際的に協力して種の保存を図るべき種として国際希少野生動植物種に指定しています。現在、国際希少野生動植物種は789種類を指定しています。

ワシントン条約附属書I掲載種

二国間渡り鳥等保護条約(協定)に基づく種

国際希少野生動植物種(789種類) H29.1時点

取扱い規制

	指定	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定種の例
国内希少野生動植物種	渡り鳥条約等に基づく種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	原則禁止 (輸入時は証明書添付)	トキ、オオタカ(日本亜種)、タンチョウ、シマフクロウ等
	絶滅のおそれがあると判断される種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	輸出は、原則禁止	イリオモデヤマネコ、ヤンバルテナゴコガネ等
国際希少野生動植物種	渡り鳥条約等に基づく種	—	原則禁止	原則禁止	承認義務づけ	マナヅル、コアジサシ、アカビタイボウシインコ等
	ワシントン条約附属書Iの掲載種	—	原則禁止 ただし、登録を受ければ可能		承認義務づけ	ジャイアントパンダ、テナガザル科全種、コンゴウインコ、マダガスカルホシガメ、アジアアロワナ等

保護

① 羽田ミヤコタナゴ生息地保護区(栃木県大田原市)

② 北岳キタダケソウ生育地保護区(山梨県南アルプス市)

③ 善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区(京都府京丹後市)

④ 大岡アベサンショウウオ生息地保護区(兵庫県豊岡市)

⑤ 山迫ハナシノブ生育地保護区(熊本県阿蘇郡高森町)

⑥ 北伯母様ハナシノブ生育地保護区(熊本県阿蘇郡高森町)

⑦ 蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区(鹿児島県薩摩川内市)

⑧ 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区(沖縄県久米島町)

⑨ 米原イシガキニイニイ生息地保護区(沖縄県石垣市)

事業

は、保護増殖事業計画を策定して、保護増殖事業を実施しています。詳しくは7ページ～をご覧ください。

回復に向けた取組

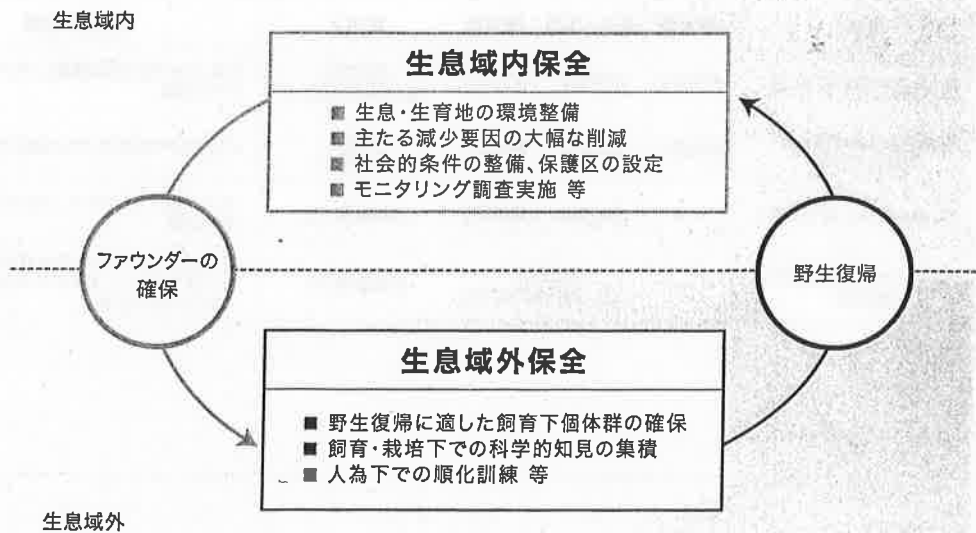
～保護増殖事業～

環境省では、積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定して、生息状況の把握、生息環境の整備や飼育下繁殖の推進などを進めています。保護増殖事業計画は現在163種について策定されています。

生息域内保全と生息域外保全

絶滅危惧種を保全するためには、自然の生息地で実施する生息域内での保全が基本です。減少要因を明らかにして、それを取り除くことで、効果的な保全の取組を進めていく必要があります。例えば、捕獲採集の圧力が減少要因となっている種に対しては、捕獲等の規制が有効ですが、生息環境そのものが減少・悪化している場合には、その生息環境の維持・改善に取り組む必要があります。

しかし、それだけでは絶滅を防ぐことが難しい場合には、将来的な野生復帰を目指して飼育下繁殖で個体を増殖させる生息域外保全の検討が必要な場合があります。



(公社)日本動物園水族館協会との協定について

飼育下繁殖などの生息域外保全の取組には、専門的な知識と十分な施設が必要です。このため、2014年5月に公益社団法人日本動物園水族館協会(JAZA)との間で「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結し、連携した取組を進めています。JAZAが中心となって全国の動物園・水族館と連携することで、複数の飼育園間での計画的な飼育下繁殖の取組を推進することができます。また、多くの方が訪れる動物園・水族館は普及啓発の拠点としても重要な役割を担っています。

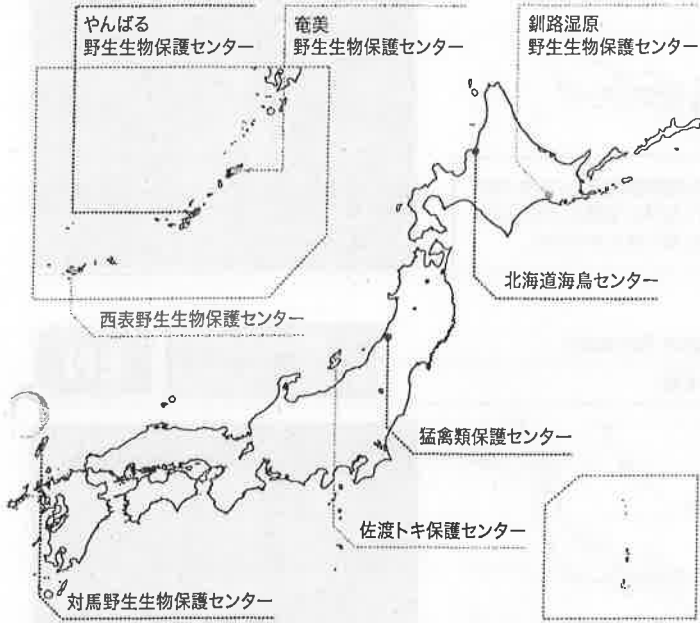
絶滅危惧種では、現在、ツシヤママネコとライチョウについて、環境省とJAZAの連携により、生息域外保全に取り組んでいます。ライチョウは、北欧の島に生息する近縁亜種スバルバルライチョウでの技術確立を進めており、2015年春には野生のライチョウの卵を飼育下に導入して生息域外保全を開始しました。



飼育中のスバルバルライチョウ

野生生物保護センター

環境省では、希少種が生息する地域の現場で保護増殖事業等を総合的に推進する拠点施設として、野生生物保護センターを設置しています。センターでは、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発を行うとともに、調査研究などにも取り組んでいます。



北海道海鳥センター

所在地 | 北海道苫前郡羽根町

主な対象種 | ウミガラス、ケイマフリ

北海道の海鳥類を中心とした野生生物保護への理解を深めるための普及啓発活動や、ウミガラスの保護増殖事業、ケイマフリなど天売島で繁殖する海鳥の調査を行うための拠点です。



ウミガラス

釧路湿原野生生物保護センター

所在地 | 北海道釧路市

主な対象種 | シマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、オオワシ

わが国最大の釧路湿原や主に北海道東部の野生生物の保護管理の取組を推進する拠点です。希少な野生生物の現状や湿地生態系について理解を深めてもらうとともに、シマフクロウなどの傷病個体の保護活動を行っています。



シマフクロウ

奄美野生生物保護センター

所在地 | 鹿児島県大島郡大和村

主な対象種 | アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ

奄美群島に生息する希少な野生生物の保護増殖事業、調査研究などを推進する拠点です。また、希少種を含む奄美固有の生態系について解説し、保護への理解や関心を深めてもらう普及啓発活動なども行っています。



オオトラツグミ

猛禽類保護センター

所在地 | 山形県酒田市

主な対象種 | イヌワシ

鳥海山南麓に位置し、イヌワシをはじめとした猛禽類について、調査・研究や保護活動を推進しています。また、猛禽類を通じて自然環境との関わりについて理解を深めてもらうための普及啓発などを行っています。



イヌワシ

やんばる野生生物保護センター

所在地 | 沖縄県国頭郡国頭村

主な対象種 | ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ

沖縄県北部のやんばる地域に生息する希少な野生生物の保護増殖事業、調査研究などを推進する拠点です。また、やんばる地域固有の生態系について理解や関心を深めてもらう普及啓発活動なども行っています。



ノグチゲラ

佐渡トキ保護センター

所在地 | 新潟県佐渡市

主な対象種 | トキ

野生課で絶滅したトキを飼育下で繁殖させる取組を行っています。また、野生復帰ステーションでは、飼育下で繁殖したトキを馴化訓練し、野外への放鳥を進めています。



トキ

西表野生生物保護センター

所在地 | 沖縄県八重山郡竹富町

主な対象種 | イリオモテヤマネコ

イリオモテヤマネコをはじめとする西表島に生息する希少な野生生物の保護増殖事業、調査研究などを推進する拠点です。また、西表島の生態系について理解や関心を深めてもらう普及啓発活動なども行っています。



イリオモテヤマネコ

対馬野生生物保護センター

所在地 | 長崎県対馬市

主な対象種 | ツシマヤマネコ

ツシマヤマネコの調査研究や保護増殖事業を推進する拠点施設です。傷病個体の救護や、動物園と連携した飼育下繁殖に取り組んでいます。また、ツシマヤマネコと共生する地域づくりなど普及啓発活動も行っています。



ツシマヤマネコ

保護増殖事業を進めている絶滅危惧種の例

ツシマヤマネコ	哺乳類	学名 <i>Prionailurus bengalensis euptilurus</i>	生息個体数 100頭弱	CR
		ネコ目 ネコ科		
概要	我が国では長崎県対馬にのみ分布します。体長50~60cm、体重3~4kgとイエネコと同じくらの大きさで、耳の裏の白い斑点や顔の縦縞模様が特徴です。			
なぜ減ってしまったのか	産業構造の変化による里地里山の生息環境の悪化や交通事故、イエネコやイヌによる影響などが主な減少要因です。また、高密度に生息するツシマジカの影響による下層植生の衰退に伴うエサ動物の減少も懸念されます。			
保護増殖事業の概要	生息域では生息状況のモニタリング、生息環境の維持・改善、交通事故対策、イエネコの適正飼養の推進などを行っています。また、生息域外保全としてJAZAと連携し、2015年3月現在、9箇所の動物園で計30頭を飼育し、飼育下での繁殖に取り組んでいます。			



アマミノクロウサギ	哺乳類	学名 <i>Pentalagus furnessi</i>	生息個体数 約2,000~5,000頭	EN
		ウサギ目 ウサギ科		
概要	鹿児島県奄美大島と徳之島にのみ分布する、原始的な特徴を残したウサギです。体長40~50cm、体重約1.5~3kg程度で、樹洞や大木の根元などに、休息や子どもを生むための穴を掘ってくらしています。			
なぜ減ってしまったのか	生息に適した森林が伐採や道路建設などの開発で、消失・分断したことで数が減少しました。また、現在では交通事故による死傷、外来種のマングースや野生化したノイヌ・ノネコによる捕食も大きな問題となっています。			
保護増殖事業の概要	奄美大島では2000年からマングース防除事業に取り組んでおり、その成果により近年回復傾向がみられます。マングースのいない徳之島では、ノネコの捕獲調査などを行っています。			



トキ	鳥類	学名 <i>Nipponia nippon</i>	生息個体数 136羽 (2015年3月現在)	EW
		ペリカン目 トキ科		
概要	新潟県佐渡島で野生復帰を進めています。全長約75cm、翼を広げると約140cmの中型の鳥類で、水田などでドジョウやカエル、ミミズなどを食べています。			
なぜ減ってしまったのか	明治時代に乱獲で大きく数を減らし、昭和に入ってから森林伐採による繁殖地の減少や、農業の構造的な変化等による餌となる動物の減少などにより、日本の野生下では一度絶滅してしまいました。			
保護増殖事業の概要	1999年に中国からトキのつがいが贈呈され、その後の飼育下繁殖の取組により個体数を増やし、2008年に放鳥を開始しました。2016年には40年ぶりに野生下生まれのペアからヒナが誕生し、無事に巣立ちました。			



シマフクロウ	鳥類	学名 <i>Ketupa blakistoni blakistoni</i>	生息個体数 約140羽 (北方領土を除いた数)	CR
		フクロウ目 フクロウ科		
概要	日本国内では北海道のみ分布する日本最大のフクロウです (全長66~69cm、翼開長180cm)。主食は魚類で、河川や湖沼周辺の森林に生息し、広葉樹の大木に巣をつくります。			
なぜ減ってしまったのか	開発により森林が農地や居住地に土地利用が変化したことや、林業による大規模な森林伐採等により営巣に適した環境が失われました。また、ダムを設置や河川改修などによって餌資源が激減しました。			
保護増殖事業の概要	給餌や巣箱の設置などを実施しているほか、営巣木の保存・育成、採餌環境の維持・育成などを行っています。また、新たなつがいが形成のために飼育下の個体の放鳥などを行っています。			



アベサンショウウオ	両生類	学名 <i>Hynobius abei</i>	生息個体数	CR
		サンショウウオ目 サンショウウオ科	不明	
概要	京都府、兵庫県、福井県、石川県の一部でしか確認できない日本の固有種です。全長約8~12cmで、樹林や竹林内の湿地等に生息しています。			
なぜ減ってしまったのか	道路建設や宅地開発等による生息環境の消失で数が減少しました。近年では、マニアによる違法採取、アライグマやアメリカザリガニ等の外来種による捕食・殺傷、イノシシによる生息地の掘り返し等も問題となっています。			
保護増殖事業の概要	京都府、兵庫県、石川県及び福井県において、保護増殖事業が進められています。京都府及び兵庫県では、生息地を開発から守るため「生息地保護区」を指定しているほか、福井県では土砂の撤去や溝掘り等による生息地の環境整備が推進されています。			

ミヤコタナゴ	魚類	学名 <i>Tanakia tanago</i>	生息個体数	CR
		コイ目 コイ科	数1,000個体	
概要	関東平野の一部に局所的に生息する日本固有種です。体長30~40mmで、湧水を水源とした水路や池に生息しています。マツカサガイ等の二枚貝に産卵します。			
なぜ減ってしまったのか	ミヤコタナゴや産卵用の二枚貝に必要な生息環境が、河川改修や圃場整備、都市化などにより悪化して数が激減しました。また、外来種(タイリクバラタナゴ、ブラックバス等)による影響、密漁等も大きな減少要因となっています。			
保護増殖事業の概要	水路の土砂や繁茂した植物の除去、水量の安定化などによる生息環境の改善、外来種の駆除等を実施しています。また、複数の水族館や県の水産試験場の協力により、飼育下繁殖及び野生復帰の取り組みを進めています。			

オガサワラシジミ	昆虫	学名 <i>Celastrina ogasawaraensis</i>	生息個体数	CR
		チョウ目 シジミチョウ科	不明	
概要	小笠原諸島にのみ分布する日本固有種です。全長12~15mm程度の小型のシジミチョウで、現在は、母島でわずかに生息が確認されているのみです。			
なぜ減ってしまったのか	外来種グリーンアノールによる捕食が主な減少要因です。個体数の少ない現状では、大型台風による植生被害の影響も懸念されています。			
保護増殖事業の概要	生息地の母島ではグリーンアノールの侵入を防ぐ防護柵で生息地を囲い込む等の対策を実施しています。また、人工繁殖の技術を開発中です。			

ハナシノブ	植物	学名 <i>Polemonium kiuschianum</i>	生息個体数	CR
		被子植物 ハナシノブ科	約2,000個体	
概要	九州の阿蘇の草原に生える多年草で日本の固有種です。高さ70-100cmで、6-8月に美しい青紫色の花を多数咲かせます。			
なぜ減ってしまったのか	営農形態が変わり草原が利用されなくなることで、草原から林に移り変わったり、植林されることで生育に適した環境が減少してしまいました。			
保護増殖事業の概要	生育地保護区を2ヶ所指定して、草刈り等の管理によって草原を維持しています。また、樹木が生長してしまった場所では、伐採などにより草原を再生しています。			

一人ひとりができること

希少な野生生物を守るために、私たち一人ひとりができることがあります。希少種の保護を目的とした基金等への寄付や、希少種を守りながら心をこめて生産された地域の特産品を購入することなどで、各地域の保全活動を応援することができます。

また、希少種だけでなく皆さんの周りの身近な自然にも目を向けて、できることから行動に移していくことが大切です。

01 竹富町ふるさと応援寄付金

竹富町では、イリオモテヤマネコをはじめとする希少種の保護など自然環境の保全に関することに使い道を指定して、ふるさと納税として寄附することができます。

問い合わせ

竹富町税務課
TEL:0980-82-6191

【参考URL】 <http://taketomi-islands-furusato.com/outline.html>



02 阿蘇草原再生シール

堆肥などに阿蘇の草原の野草を使って農産物を育てています。農産物を購入して阿蘇の草原再生を応援することで、ハナシノブなどの草原の絶滅危惧種を保全することにつながります。

問い合わせ

阿蘇草原再生シール生産者の会事務局
TEL:0967-34-0254

【参考URL】 <http://www.aso-sougen.com/producer/>



03 佐護ツシマヤマネコ米

ツシマヤマネコは田んぼの周辺でネズミやカエルなどの小さな生きものを食べて暮らしています。佐護ヤマネコ稲作研究会では、餌となる生きものを増やすお米作りを進めています。

問い合わせ

佐護ヤマネコ稲作研究会
TEL:0920-84-5286

【参考URL】 <http://www.yamanekomai.com/>



04 コウノトリ育むお米

兵庫県豊岡市ではコウノトリの野生復帰を支えるため、冬期や早期に湛水し、深水管理をするなどで、できるだけ農薬や化学肥料に頼らないお米作りをしています。

問い合わせ

豊岡市コウノトリ共生部農林水産課
TEL:0796-23-1127

【参考URL】 <http://www.city.toyooka.lg.jp/hp/genre/agriculture/farming/rice.html>



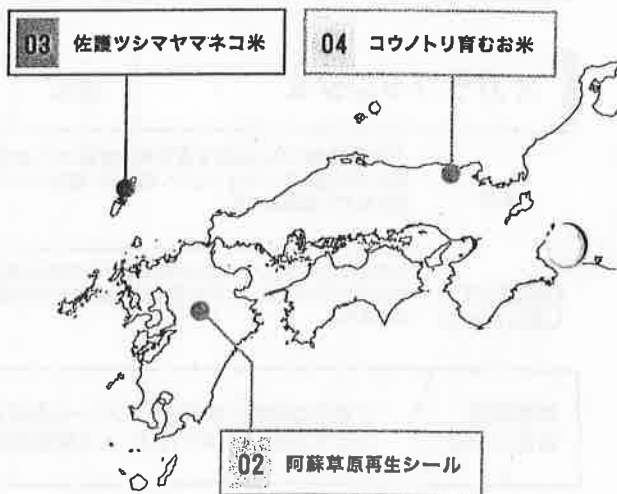
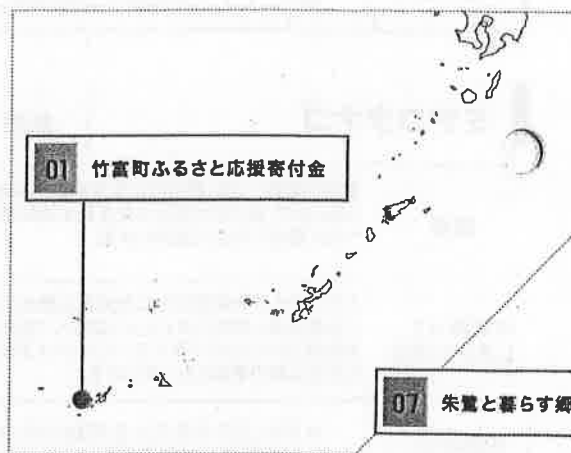
05 経団連自然保護基金

公益信託経団連自然保護基金は、多くの民間企業や個人の方の寄付を受けて、野生動植物の保護など国内外の自然環境保全プロジェクトを支援しています。

問い合わせ

経団連自然保護協議会 事務局
TEL:03-6741-0981

【参考URL】 <https://www.keidanren.or.jp/kncf/fund/index.html>



07 朱鷺と暮らす郷

希少種の生息地では安全運転を！

希少種の交通事故が毎年発生しています。交通事故に遭った野生生物は大抵の場合、死亡するか治療しても野生には戻せない状態となっています。数が少なくなった希少種にとって、生息地から数個体いなくなるだけで大きな脅威となります。常に安全運転を心がけ、希少種の飛び出しなどには注意しましょう。



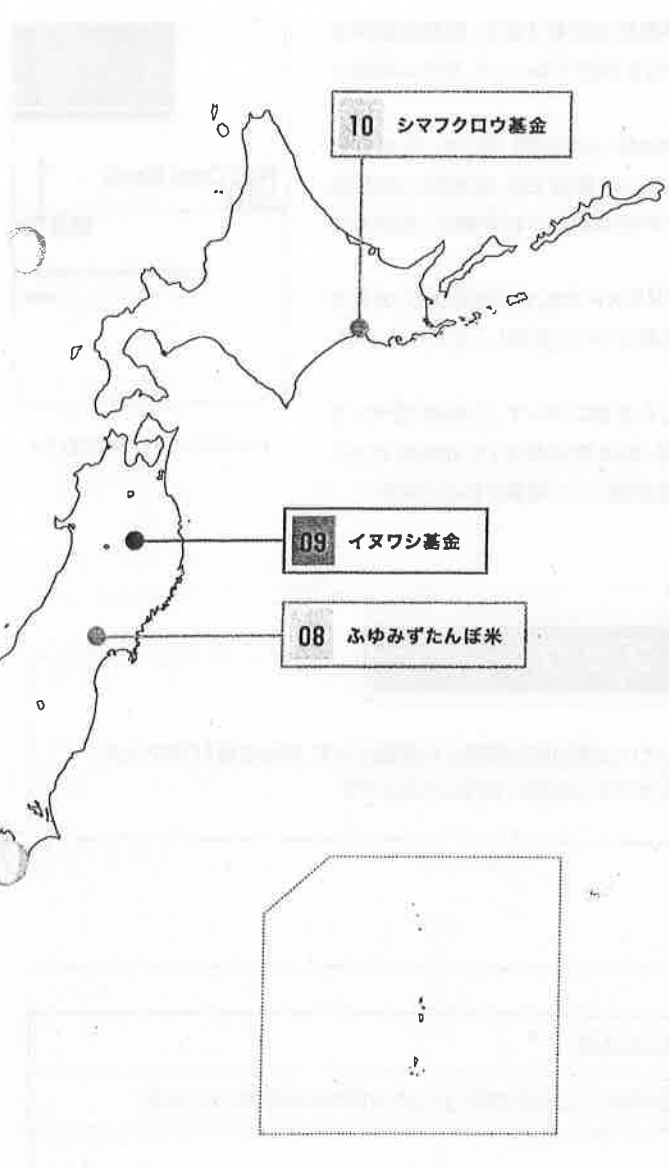
交通事故に遭ったヤンバルクイナ

責任をもって飼いましょう！

ペットとして飼われていた生きものが野外に捨てられて、外来種として希少種に大きな影響を与えることがあります。例えば、野生化したイヌやネコが希少種を食べたり、野生のヤマネコに病気を移したりすることがあります。イヌやネコだけでなく、一度飼いはじめた生きものは、最後まで適正に飼育する責任があります。



ネコに食べられるアマミノクロウサギ



10 シマフクロウ基金

環境省の保護増殖事業等と連携しながら、シマフクロウの保護活動や調査研究、普及啓発等に進めるため、寄付金を募っています。

問い合わせ

(公財)日本鳥類保護連盟釧路支部
TEL:0154-65-2323



09 イヌワシ基金

イヌワシの保護活動に賛同する企業の販売する商品を購入することで、売上げの一部がイヌワシ基金による活動として森林再生等に使われます。

問い合わせ

(一社)東北地域環境計画研究会
TEL:019-601-2377

【参考URL】 http://www.tokanken.jp/?page_id=49



08 ふゆみずたんぼ米

宮城県大崎市の蕪栗沼周辺では、ガン類の休息場所や水田の生物多様性保全を目的として、冬の間に水をはる「ふゆみずたんぼ」によるお米作りをしています。

問い合わせ

大崎市産業経済部産業政策課
TEL:0229-23-2281

【参考URL】 <http://kabukuri-tambo.jp/about-rice/>



ふゆみずたんぼ



6 野生生物保護募金

(公財)日本動物園水族館協会に加盟する動物園、水族館では、募金箱を設置して日本や世界の野生動物を守るための寄付金を集めています。

問い合わせ

(公財)日本動物園水族館協会
TEL:03-3837-0211

【参考URL】 http://www.jaza.jp/wild_af.html



07 朱鷺と暮らす郷づくり

新潟県佐渡市ではトキの野生復帰を支えるため、トキの餌となる生きものを育てるため、トキの餌となる生きものを育てる農法でお米を作っています。また、売上げの一部はトキの保護活動に使われます。

問い合わせ

新潟県佐渡市農林水産課生物多様性推進室
TEL:0259-63-5117

【参考URL】 <https://www.city.sado.niigata.jp/eco/info/rice/index.shtml>



付帯資料：レッドリスト・レッドデータブック

野生生物の保全のためには、絶滅のおそれのある種の情報を的確に把握し、一般への理解を広める必要があります。このため、環境省では、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストを作成し、レッドリストとして公表しています。また、それらの生息状況等を解説したレッドデータブックを刊行しています。

レッドリストとは

レッドリストは専門家による科学的・客観的な評価をとりまとめた基礎的な資料であり、捕獲規制等の法的な拘束力があるものではありませんが、社会への警鐘として広く情報を提供することで、様々な場面で活用されることを期待しています。

これまで陸域の生物を中心として、動物では、①哺乳類 ②鳥類 ③爬虫類 ④両生類 ⑤汽水・淡水魚類 ⑥昆虫類 ⑦貝類 ⑧その他無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)の分類群ごとに、植物では、⑨植物Ⅰ(維管束植物)及び⑩植物Ⅱ(維管束植物以外：蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)の分類群ごとに評価し、作成しています。

レッドリストの最新の全面改訂版は2012年度に公表した第4次レッドリストです。2015年より、カテゴリー(ランク)を見直すべき種があれば随時見直すこととしており、一部の種について見直したレッドリスト2017には3,635種が絶滅危惧種として掲載されています。

さらに2017年には、海洋生物のうちこれまで評価対象としてこなかった生物について、①魚類 ②サンゴ類 ③甲殻類 ④軟体動物(頭足類) ⑤その他無脊椎動物(環形動物類、腕足動物類等)の分類群ごとに評価し、環境省版海のレッドリストとしてとりまとめました。56種が絶滅危惧種として掲載されています。

【いきものログURL】<http://ikilog.biodic.go.jp/>



レッドデータブック2014

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因等を解説した書籍として、おおむね10年ごとに刊行しています。現在のレッドデータブックは、第4次レッドリストに対応して2014年度に刊行したものです。

カテゴリー(ランク)の概要

絶滅	EX	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	EW	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	DD	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある 地域個体群	LP	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

※**赤色部**が絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)

環境省レッドリスト2017掲載種数表

分類群	評価対象種数	絶滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅危惧種			準絶滅危惧 NT	情報不足 DD	掲載種数 合計	絶滅のおそれのある 地域個体群 LP	
				絶滅危惧I類		絶滅危惧II類 VU					
				IA類 CR	IB類 EN						
動物	哺乳類	160 (160)	7 (7)	0 (0)	33(33)			18 (18)	5 (5)	63 (63)	23 (23)
					24(24)		9 (9)				
					12(12)	12(12)					
	鳥類	約700 (約700)	13 (14)	1 (1)	97(97)			21 (21)	19 (17)	151 (150)	2 (2)
					54(54)		43 (43)				
					23(23)	31(31)					
	爬虫類	100 (98)	0 (0)	0 (0)	37(36)			17 (17)	4 (3)	58 (56)	5 (5)
					13(13)		24 (23)				
					4(4)	9(9)					
両生類	76 (66)	0 (0)	0 (0)	28(22)			22 (20)	1 (1)	51 (43)	0 (0)	
				15(11)		13 (11)					
				3(1)	12(10)						
汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (3)	1 (1)	169(167)			34 (34)	35 (33)	242 (238)	15 (15)	
				125(123)		44 (44)					
				71(69)	54(54)						
昆虫類	約32,000 (約32,000)	4 (4)	0 (0)	358(358)			352 (353)	153 (153)	867 (868)	2 (2)	
				173(171)		185 (187)					
				68(65)	105(106)						
貝類	約3,200 (約3,200)	19 (19)	0 (0)	587(563)			446 (451)	89 (93)	1141 (1126)	13 (13)	
				264(244)		323 (319)					
				13	7						
その他無脊椎動物	約5,300 (約5,300)	0 (0)	1 (1)	63(61)			42 (42)	42 (42)	148 (146)	0 (0)	
				21(20)		42 (41)					
				0	1						
動物小計		46 (47)	3 (3)	1372(1337)			952 (956)	348 (347)	2721 (2690)	60 (60)	
				689 (660)		683 (677)					
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	28 (32)	11 (10)	1783(1779)			297 (297)	37 (37)	2156 (2155)	0 (0)
					1042(1038)		741 (741)				
					523(519)	519(519)					
	蘚苔類	約1,800 (約1,800)	0 (0)	0 (0)	241(241)			21 (21)	21 (21)	283 (283)	0 (0)
					138 (138)		103 (103)				
	藻類	注1 約3,000 (約3,000)	4 (4)	1 (1)	116(116)			41 (41)	40 (40)	202 (202)	0 (0)
				95 (95)		21 (21)					
地衣類	約1,600 (約1,600)	4 (4)	0 (0)	61(61)			42 (42)	46 (46)	153 (153)	0 (0)	
				41 (41)		20 (20)					
菌類	注1 約3,000 (約3,000)	26 (26)	1 (1)	62(62)			21 (21)	50 (50)	160 (160)	0 (0)	
				39 (39)		23 (23)					
植物小計		62 (66)	13 (12)	2263(2259)			422 (422)	194 (194)	2954 (2953)	0 (0)	
				1355 (1351)		908 (908)					
13分類群合計		108 (113)	16 (15)	3635(3596)			1374 (1378)	542 (541)	5675 (5643)	60 (60)	
				2044 (2011)		1591 (1585)					

※表中の括弧内の数字はレッドリスト2015(平成27(2015)年公表)の種数(亜種、植物等のみ変種(藻種、菌類のみ品種)を含む)を示す。

LPは対象集団数。

※貝類およびその他無脊椎動物は今回の評価より一部の種について絶滅危惧I類を更にIA類(CR)とIB類(EN)に区分して評価を行った。

注1)肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

種名	学名	分布	生息地	保全状況	備考
ヒメオドリコソウ	<i>Thalictrum flavum</i>	本州、四国、九州	山地、林縁	希少種	
シロツメクサ	<i>Thalictrum minus</i>	本州、四国、九州	山地、林縁	希少種	
...



お問い合わせ

環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室

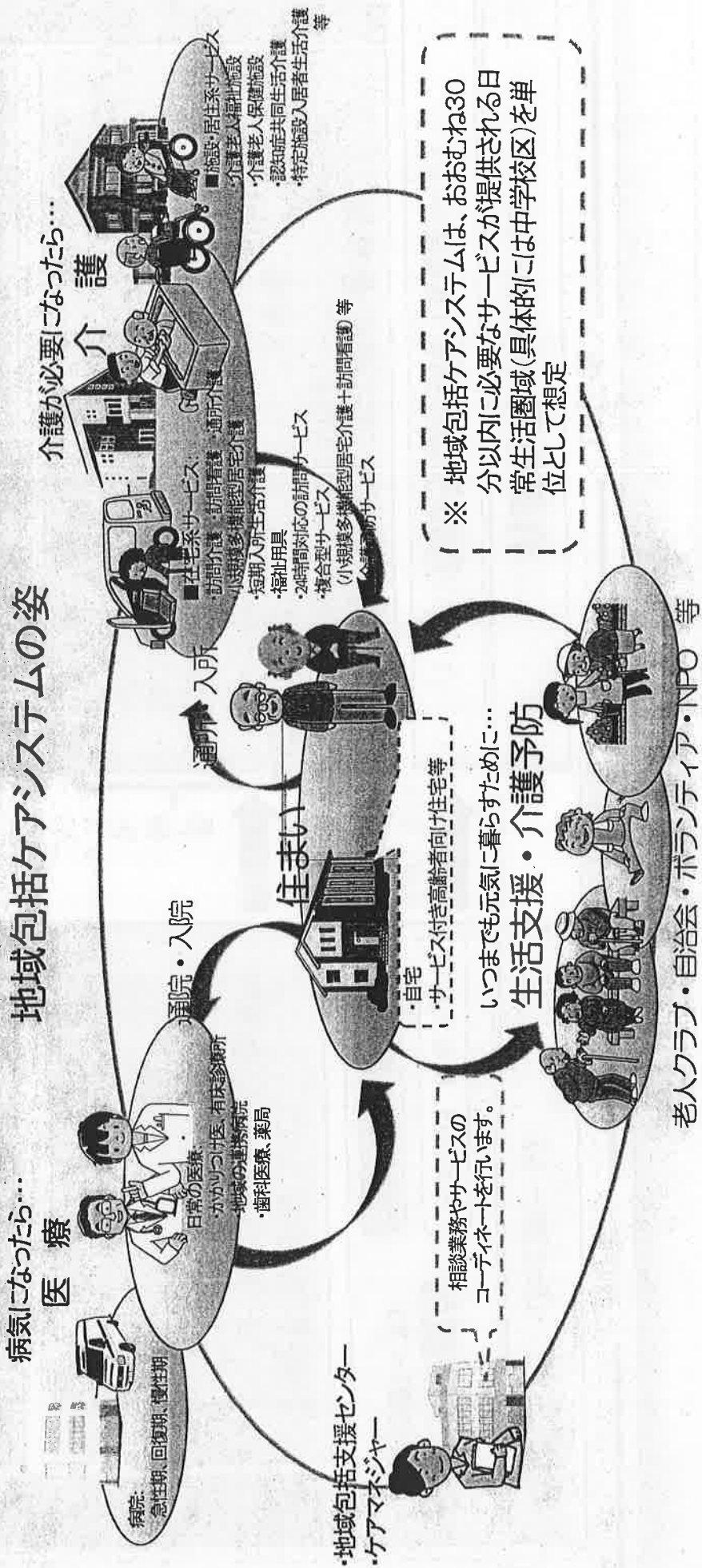
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351 (代表)

ホームページ: <http://www.env.go.jp/nature/kisho.html>

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



新しい地域支援事業の全体像

<改正前>

<改正後>

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 生活支援サービス(配食等)
- 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業 (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等)
- 生活支援体制整備事業 (コーデイネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%

都道府県 19.5%

市町村 19.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%
 市町村 19.5%
 国 39%
 都道府県 19.5%
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護
 介護給付費適正化事業
 家族介護支援事業
 その他の事業

改正前と同様

事業に移行

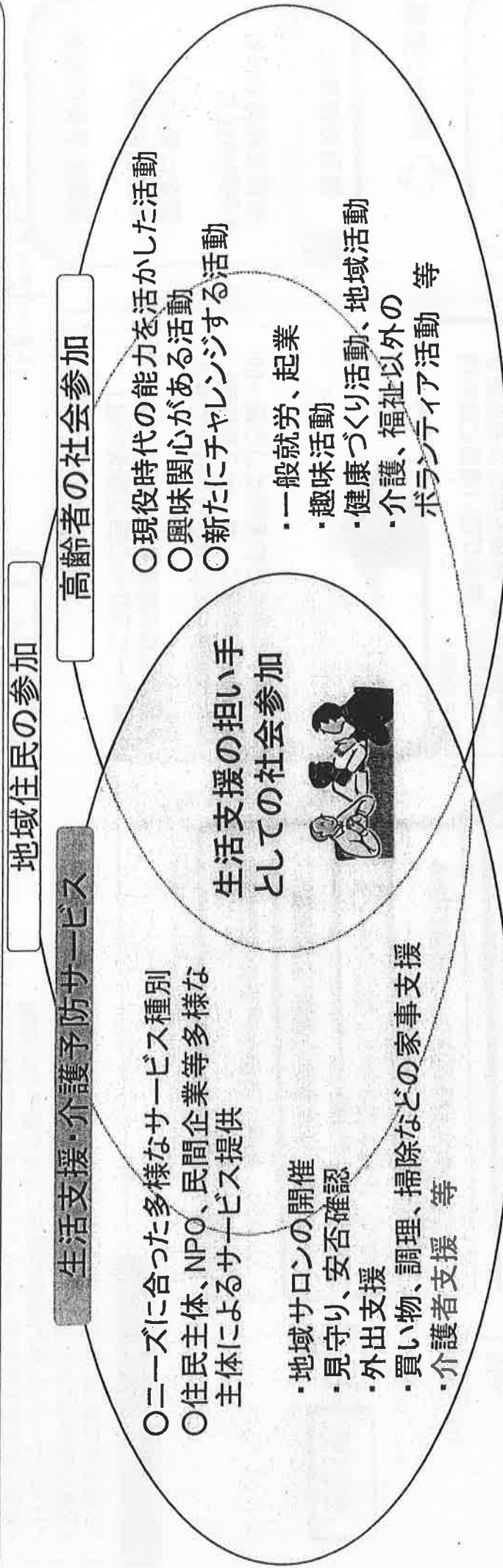
全市町村で実施

多様化

充実

生活支援・介護予防サービスの実施と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの実施に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

ボランテアP 出し出し (15月) 30日 変更 っばこめろ

草刈、たのびほろ

たいほろの地域支援事業 ヘルパー

全国一律の基準)

移行

訪問介護

- 既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護
- NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス
- 住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス
- 既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護
- NPO、民間事業者等によるミニデイサービス
- コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場
- リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与する教室

ケアプランを
利用し
たいほろの

移行

通所介護



介護予防 生活支援の充実

- 住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- 元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- 見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

人材確保

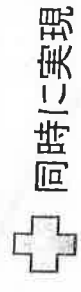
人材確保

ボランテアP

ヘルパー等による生活支援の充実

サービスの充実

- 多様なニーズに対応するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



同時に実現

費用の効率化

- 住民主体のサービス利用の拡充

- 認定に至らない高齢者の増加

- 重度化予防の推進

支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

- 能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上

- 専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)

- 多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定、単価が低い場合には利用料も低減)



サービスの類型(典型的なもの)

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援・保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準 サービス 種別	現行の通所介護相当	多様なサービス		
		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	① 通所介護 通所介護と同様のサービスの 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイスサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動な ど、自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え 方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の 継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うこ とで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進 していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多 様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者 (例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

生活支援・介護予防の基盤整備におけるコーディネーター・協議体の役割

427~51

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を中心に、一体的な活動を推進。コーディネーター機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

<p>(A) 資源開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<p>(B) ネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<p>(C) ニーズと取組のマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など
---	--	---

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す

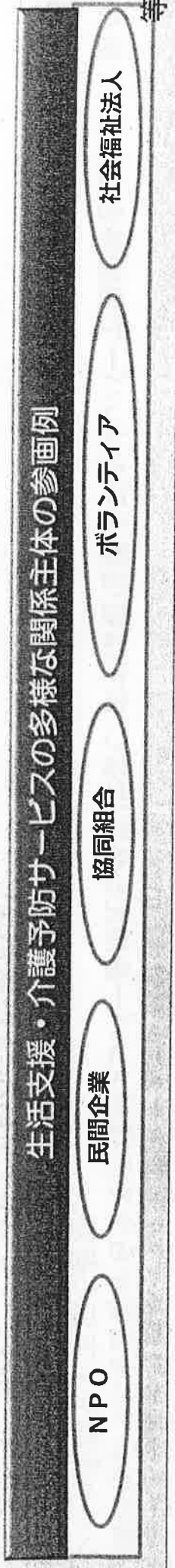
① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネーター機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

こども発達支援センター
 こども発達支援センター



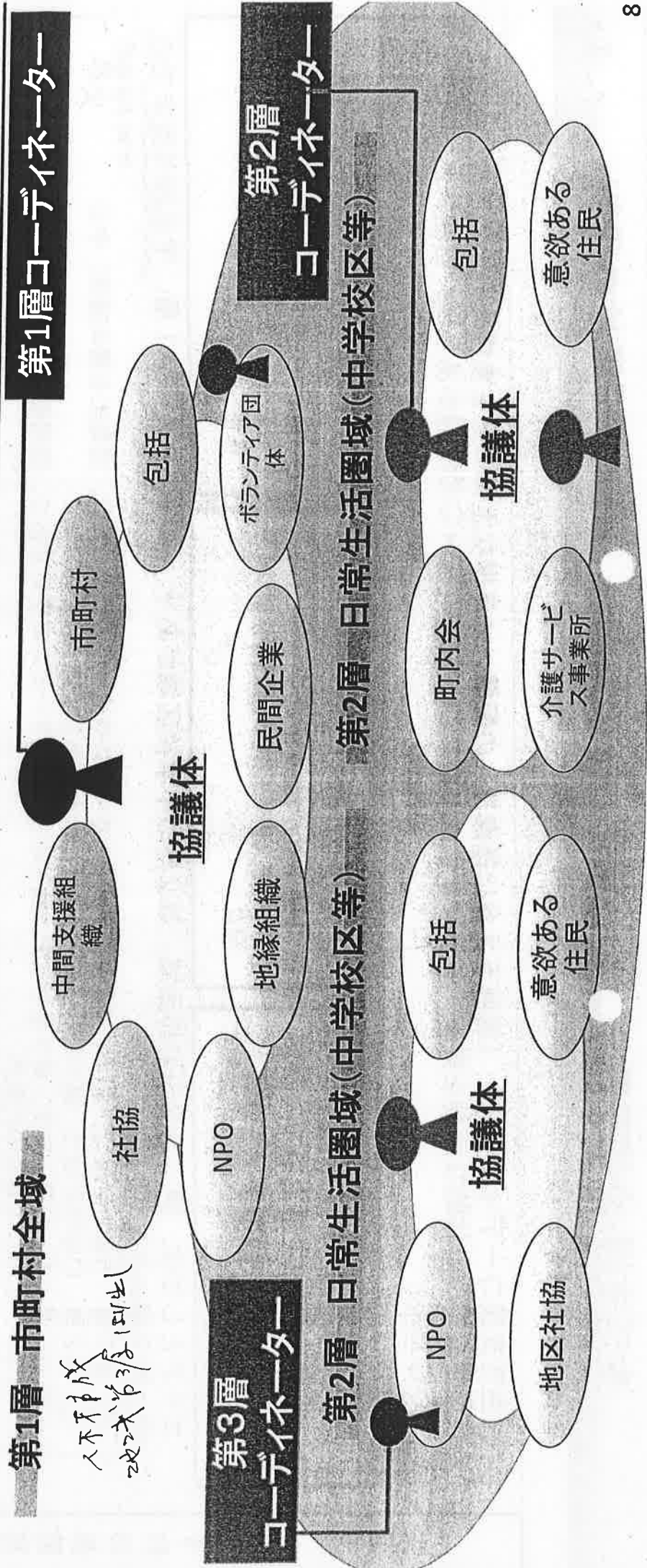
(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進



※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組みよう5億円を計上。
 ※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング(利用者へのサービス提供内容の調整)を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることもある(体制整備事業対象外)



コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング ……第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一切には限定せず、地域の実情に応じた多様な配置が可能であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となつて、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進
(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

具体例

- ・地域の課題についての問題提起
 - ・課題に対する取組の具体的協力依頼
 - ・他団体の参加依頼
- (A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある)

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- コーディネーター
- 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。